

JICA 環境社会配慮ガイドライン第 11 回フォローアップ委員会

日時 平成 16 年 7 月 1 日 (木) 午後 14 時 00 分開会

場所 国際協力総合研修所 400 会議室

◇出席委員 (敬称省略)

| | | |
|------------|-------|--------------------------------------|
| 共同議長／委員 | 原科 幸彦 | 東京工業大学総合理工学研究科教授 |
| 委員 | 吉田 恒昭 | 東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授 |
| 共同議長／委員 | 石田 恭子 | 環境・持続社会研究センター |
| 委員 | 松本 郁子 | FoE Japan |
| 委員 | 松本 悟 | メコン・ウォッチ |
| 共同議長／委員 | 作本 直行 | アジア経済研究所開発研究センター次長・法制度 研究グループ長 |
| 委員 | 西井 和裕 | フィリピン情報センター |
| 委員 (代理人出席) | 高梨 寿 | 社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表 |
| 委員 (代理人出席) | 斉藤 貢 | 社団法人海外環境協力センター |
| 委員 (代理人出席) | 星 明彦 | 外務省経済協力局無償資金協力課 |
| 委員 (代理人出席) | 前田 茂 | 農林水産省大臣官房国際部海外技術協力室 |
| 委員 | 田中 聡志 | 環境省地球環境局環境協力室長 |
| 委員 | 田中 研一 | 独立行政法人国際協力機構国際協力専門員 |
| | 富本 幾文 | 独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長 |
| | 上條 哲也 | 独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長 |

◇欠席委員

| | | |
|----|-------|------------------------|
| 委員 | 村山 武彦 | 早稲田大学理工学部複合領域教授 |
| 委員 | 川村 暁雄 | APEC モニターNGO ネットワーク |
| 委員 | 澤井 克紀 | 国際協力銀行環境審査室環境 2 班課長 |
| 委員 | 藤森 祥弘 | 国土交通省総合政策局国際建設室大臣官房参事官 |
| 委員 | 小川 晴基 | 国土交通省総合政策局国際業務室大臣官房参事官 |
| 委員 | 沼田 幹夫 | 外務省経済協力局技術協力課長 |
| 委員 | 根井 寿規 | 経済産業省貿易経済協力局技術協力課長 |

注) 委員以外の発言者

吉田 耕平 (外務省経済協力局技術協力課)

武井 耕一 (JICA 総務部法務チーム長)

不破 雅実 (JICA 社会開発部調査役)

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **石田共同議長** そろそろ皆さんお集まりですので、本日の JICA 環境社会配慮ガイドラインフォローアップ委員会、第 11 回を開催したいと思います。本日は、議長を石田が務めさせていただきます。

初めに、「異議申し立て制度について」ということで、JICA のかたから、案が修正されたものが今日、資料でお配りされています。これに関して、JICA のほうからご説明いただけますでしょうか。

○ **事務局 上條哲也 (以下 上條)** JICA の上條です。それでは、今お手元に配付してある資料からご説明いたします。FC.11-1、11-2、あと、メコン・ウォッチの松本さんが作られた FC.11-3 という書類が、今お手元にあります。

それでは、FC.11-2 について、説明をさせていただきます。

前回までの異議申し立てのポイントということで議論をさせていただきまして、ひととおり議論が終わりまして、頂いた意見をもとに JICA の内部のほうで修正を検討いたしました、今お手元の案を作りました。

それでは、特に修正した点を中心に説明させていただきます。この 1 ページめを見ていただきたいのですが、まずタイトルを「制度の設置要項 (案)」にいたしました。1 番の「趣旨」は特に変えていません。

2 番、「目的」ですが、以前も目的というのは書いてあったのですが、その目的自体が、目的というよりは、審議役のかたの仕事というか、職務のことが書かれてあるのではないかというようなご指摘とか、そもそもなぜ設置するのかとか、そこの辺りまで考えて目的を整理したほうがいいのかというご指摘がありまして、前回の川村さんから頂いた紙にも目的を設置するというようなご指摘もありまして、ちょっと考えて目的を二つ作りました。もちろん審査会や情報公開等を通じて、いろいろな意見を反映させるということはやるわけなのですが、それでもまだ不十分な点があるかもしれないということですので、そういう認識のもとに、その審議役のかたに直接意見を言っていただくという機会を作ること自体が目的ではないかと考えまして、「環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保する一環として、異議を申し立てる機会を提供すること」ということを目的の 1 番としました。

2 番としまして、その異議申し立てを頂いたあとに、「異議申し立てに対する調査結果を協力事業に反映すること」という、この 2 点を目的として加えました。

あと、3 番の「構成」は特に変えていません。

4 番ですが、「異議申し立て審議役の職務」というタイトルを作りまして、そこに以前の「目的」で書いてあった 1 番と 2 番を移動させました。ですから、その職務として、1 番が、「ガイドラインの不遵守を理由として行われた申し立てに関して、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること」、2 番としまして、「不遵守と判断された場合は、遵守を確保するための提言を理事長に行うこと」という、この二つを審議役の職務という形で 4 番としました。

5番は特に変えていません。

6番は、先ほどの当初の「目的」に書いてあったのを「職務」に言葉を換えましたので、その部分を、「上記の職務を達成するため」という言葉に修正しました。あとは、特に6番のほうは修正してありません。

あと、7番の「対象案件」ですが、ここもなお書きのところで「2004年度要請案件から対象とする」と書いてあったのですが、それはいちばん最後に「制度の適用」という項目を立ててそちらのほうで書きましたので、ここからは外しました。ですから、なお書きを削除しました。

あと、8番は「申立人の要件」ですが、ここは前々回ぐらいに議論があったところなのですが、なるべくその趣旨を正確に表現したいということで、意味はあまり変わらないと思うのですが、ちょっと正確を期した表現としたということです。

それで、1番としましては、「異議申し立ては、ガイドラインの不遵守の結果として、直接重大な被害を受けた、あるいは重大な被害を受ける相当程度の蓋然性がある、当該国の2人以上の住民によりなされる必要がある」という表現としました。2番のほうは特に変えていません。

9番の「異議申し立ての期間」ですが、ここは前回の議論でも、JICAの協力事業の終了するときまでということでご理解を得られたと判断して、このなお書きの適用のところだけを削除して、あとは特に変えていません。

10番の「異議申し立ての手続き」ですが、特にあまり大きく変えていなくて、変えたところはこの5番のところだけで、(5)は異議申し立てが移送される場合のことを書いてあるのですが、却下されるということは前提であるということを確認するために、「異議申し立てが却下される場合であっても」という言葉を加えました。前回までは、その「却下される場合であっても」という言葉がなかったので、どうする場合移送されるのかがちょっと不明確だったのですが、却下された場合でも、「異議申し立て審議役が協力事業に反映させることが適当と判断する場合は、担当部署に異議申し立てを移送することができる」ということといたしました。あとは、10番は特に変更点はありません。

11番のほうは「申立書の内容」ですが、申し立て自体の内容を、あまりハードルを高くしないほうが良いというご指摘が前回ありまして、そのご指摘を踏まえた修正をしました。

この(4)ですが、「重大な被害」というのは、そこまで求めなくてもいいのではないかということでしたので、「重大な」という言葉は取りました。

あと(6)で、「ガイドライン不遵守と被害の因果関係」と、その因果関係まで申立人のかたに求める必要はないだろうと。それは審議役が判断すればいいことだろうというご指摘がありまして、そのご指摘を踏まえまして、その因果関係というところは削除しました。

そのあと、一方、8番で新たに付け加えたのが、JICAはもともと相手国政府に対する協力事業ですので、その異議申し立ても、JICAだけが相手国政府の知らないところで異議申し立ての手続きをするということはあまり好ましくないのではないかというご

指摘もありまして、やはりそれは相手国政府にもその事実を共有してもらわなければいけないという認識をしまして、「プロジェクト実施主体との協議の事実」というものを加えました。ただし、その相手国に、政府に何か通報して相談事をする、その申立人のかたが非常に大きな不利益を生じるというような場合も想定されますので、そういう事情があるという場合には、そういう事情を記載していただければそれでかまわないという書きぶりにいたしました。

あとは、この（9）のところは、ちょっと言葉足らずなところがありましたので、事務所というのは現地事務所だということで、「現地事務所」という言葉を加えましたのと、あとは「担当部署」という言葉が抜けているところがありましたので、それも加えたということです。

あとは、12番のほうは特に変えていません。

13番ですが、ここは前回のご指摘で、ウェブサイトだけではなくて、現地事務所でも閲覧する必要があるだろうということですか、あと、言葉のこと、言語のことを明確に記載したほうが良いと、あと、審議役のかたが認知されるような努力を少し広めに書いたほうが良いというご指摘がありましたので、その趣旨を踏まえて修正いたしました。

13の1番のほうでは、「現地事務所において閲覧に供する」という言葉を加えました。あと、前段のほうを少し修正してあるのですが、「異議申し立て審議役は、個人情報・法人情報その他の法に基づき不開示とすべき事項が含まれないように配慮し」という言い方を、この（1）と（2）とで統一した言い方にしようかと判断しまして、少し修正してあります。ただ、趣旨は変わっていないと思います。それで、（2）のほうでも「現地事務所」という言葉を入れました。

（3）は、ウェブサイトの公開だけではないということですので、「公開するなどして」という表現に換えました。

（4）のほうは、言語のことですが、「英語を基本とし、必要に応じて日本語と公用語を用いる。」という表現にしました。

あと、14番の「配慮」のところですが、この「抑圧」という言葉があまりにも大げさではないかということでしたので、「不利益」ということといたしました。

15番の「濫用の防止」ですが、「純粹かつ」というところまで言う必要は特にないのではないかというご指摘がありましたので、「純粹かつ」という言葉を取りました。また、「チェックを行う」というのも、ちょっと言葉が適切ではないのではないかというご指摘がありましたので、「判断する」ということとしました。

あと17番ですが、「制度の適用と見直し」ということで、「異議申し立て審議役が委嘱された時点より本要項を施行し、2004年度の要請案件から適用する」ということを1番としまして、2番としては、「本要項の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する」ということとしました。

あと、申し立て期間との関連で、協力期間終了後、どのようにするのだということなのですが、内部で検討しましたが、この要項の中に記載するのではなくて、どこのどうい

ところで記載するかということはまだ決めてはいないのですが、この要項とは別の記載を
するところで、「JICAの協力事業の終了後、協力事業に対する指摘がなされた場合は、所
要の対応を検討する」という言葉を加えようと思っています。

以上です。

○ **石田共同議長** ありがとうございます。

これに関しまして、今日、メコン・ウォッチの松本さんのほうから、一つペーパーが出
ています。松本さんから今、ご説明されますか。

○ **松本悟委員** すみません、最後まで出られるかどうか分からないので、紙を用意してき
ました。4点あります。

まず一つは、前回特に議論になりましたが、異議申し立てのこの「異議」という言葉自
体が、行政不服審査法を連想されるというか、そこにもちゃんと明記されているわけで、
そのことが JICA からかなり懸念として常に出されているということを考えたときに、わ
たしは、この異議申し立て制度というのが、行政不服審査法でいっているところの異議申し
立てとは同じだと思っておりますし、そのことによって、ある種ディフェンシブな態度
になって、この運用が非常にしゃくし定規になっていくことを非常に恐れています。した
がって、こういうことを公的機関である JICA の要項の中に書くのが適切かどうかとい
うのはわたしには分かりませんが、この本要項で定める異議申し立てというのは、行政不服
審査法で定めているそれとは違うのだということを書いておいてはいかがかと。本来、異
議ではなくて、例えば、何かガイドラインに対する苦情みたいな、もう少し別の書き方も
ありえるのだと思いますが、ここまで「異議」という言葉を使ってきましたので、今更こ
の言葉を変えるのも難しいかと思しますので、一言こういうふうに書いておくことでも
う少し柔軟な対応が JICA 側もできるのではないかと、わたしは思いましたので、それが 1
点めです。

2点めですが、これはあまり大きくないですが、目的の(1)のところ、「異議を申し
立てをする機会を提供する」とあるのですが、だれに提供するのかよく分からないので、
これは JICA 協力事業による被害を懸念する人たちに提供するのではないかと思いますの
で、一言入れておいたほうがいいのではないかと思います。

3番め、「異議申し立ての期間」ですが、これは前回の議論が、具体的に文字になっ
ていないと。つまり、富本室長の話では「運用上」というふうにおっしゃっていたので、恐
らくここに書かないでいいという理解だったのだとわたしは想像していますが、しかし、
これだけ議論してきたのですから、わたしは書いていただきたいと思っております。

前回のお話をわたしなりに理解し、それを少し短めの言葉で表すと、ここに書いてある
ように、「なお、開発調査の最終報告書及び無償資金協力のための基本設計調査報告書は、
最終案(ドラフト・ファイナル)に対するステイクホルダーの意見等を加味した仮版を作
成し、3か月間公開して異議がないかを確認したうえで決定版とする」というのが、前回
のご説明だったのではないかと。この一言を入れておくということで、これまでの議論が
反映されるのではないかとわたしは思います。

4番め、別紙の内容ですが、こういう形で分けて考えるということは、わたし自身はそうでないことをずっと主張はしてきましたが、この委員会のメンバーの一人として、事前の策として受け入れるというふうには思っておりますが、今の段階でこの具体的な方針を書かないということには、あまり賛成できません。ガイドラインの中で、前回も出ましたが、「3. 7 フォローアップ」には、「協力事業の終了後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICAは必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開する。」と書いてあります。ですから、この条文というか項目を、この異議申し立て制度の関係とつなげて考えるのが、この方針ではないかと思いました。そこで、わたしなりにちょっと整理をして、ポイントをその下に書きました。

読みますと、「異議申し立ての期間が過ぎた後の協力事業に対する環境社会面での問題の指摘については、本制度を準用して、以下のように対応する。

- ・問題の指摘は、担当部局とともに異議申し立て審議役が受理をする。
- ・問題の指摘については、様式は自由だが、連絡方法と懸念されている問題についての具体的な記述が必要。
- ・必要があれば、問題を指摘した個人・グループから異議申し立て審議役は追加情報を得る。
- ・受理後1か月をめぐりに指摘された問題の合理性と対応の必要性を審査し、現地調査など何らかの対応が必要と判断した場合は（異議申し立て審議役は）その旨理事長に提言する。その場合、指摘した個人・グループにその旨を伝え、指摘された内容とともに、提言内容を公開する。
- ・対応が必要ではないと（異議申し立て審議役が）判断した場合は、指摘した個人・グループにその旨を伝え、指摘された内容とともにその根拠を公開する。
- ・異議申し立て審議役は、理事長への提言の実施状況を関係部局から報告を受け、年次報告書を通じて公開する」。

つまり、ここでわたしが考えたというか、何を変えたかといいますと、一つは、遵守・不遵守ということは、ここでは問わないということです。でありながら、やはり異議申し立て審議役が、外から来た意見に対して、それをもう少しJICAとして調査なり対応をしたらいいのではないかという判断をするということ。しかしながら、この調査そのものは審議役が行うのではなくて、飽くまでJICAが行うという、ガイドライン条項にあるフォローアップを尊重したやり方にするということを尊重しています。かつ、比較的その問題解決的な要素を含めて、様式を自由にするとか、その辺の要件は緩めてあるというふうになっています。最初の行政不服審査法とは異なるということ、それから、この中で遵守・不遵守ということとは直接結びつけないで、出された問題について、調査の必要性のみを審議役が判断し、調査自体はJICAの担当部局で行うということにすることで、わたしは、少なくとも異議申し立てという制度を準用しながら、可能な範囲で、申し立て期間を過ぎた問題の指摘に対して、対応できるのではないかと思いました。

以上、4点です。

- **石田共同議長** ありがとうございます。
- **原科共同議長** 遅くなりましてすみませんでした。横浜から来たのですが、1時に出れば間に合うと思ったら間に合いませんでした。神奈川県庁におりました。
- **石田共同議長** どうしましょう、今日の進め方なのですが、今、松本さんから幾つかご指摘がありました。一応この設置要項（案）の順番に沿って一つずつ議論していくという進行にしましょうか。

では、松本さんのご指摘いただいたポイントは、またそれぞれの箇所で議論していくということで、初めに、この趣旨……。

- **作本共同議長** その前に、全体にかかわるところで……。
- **石田共同議長** 分かりました。では、全体にかかわるところということで。
- **作本共同議長** 一つ質問させてください。作本です。

ここで「異議申し立て審査役」という言葉が何回も出てくるわけですが、特に申し立ての手続きの中に「異議申し立て役は～することができる」「～する」というような書き方が随分示されているわけですが、この異議申し立て役というのは、3人予定されているかと思うのですが、個人プレーが可能なわけではないと思うのです。そういう意味では、この異議申し立てに関わる審議役が3人集まったときの議決方法というか、意思の統一方法というのは、ここで落ちているのです。ですから、そこを抜いたままこの10条をずっと読んでいきますと、審議役は、かつてに個人プレーでもって「～することができる」という、3人の間での不協和音を前提にしてもやることができる。場合によっては少数意見を述べるといういい方も出ますが、全体に関わるところでもあり、ちょっと質問したいと思います。

- **石田共同議長** 今のはご質問ということで。

では、JICAのかたから、今どういったことをお考えかをご返答いただければと思います。

- **富本** ご趣旨は、手続きないしは「構成」のところにもかかわってくると思うのですが、例えば3番の「構成」の（3）には、「異議申し立てについては、いずれかの異議申し立て審議役が担当することとする。当該異議申し立てを担当する異議申し立て審議役は、他の異議申し立て審議役の意見を踏まえて報告書を作成する」となっておりまして、この「意見を踏まえて」という辺りで、一種合議といえますか、あるいは、もちろんその担当のかたの意見が強くかかわっておりますが、一応この意見を踏まえるという趣旨の中に、1人の意見だけで決することのないような趣旨を入れたつもりなのですが、それでいかがでしょう。
- **作本共同議長** 個人プレーがどうしても必要な場合もあるかと思うのです。少数意見をどうしても必要とする場合です。日本の最高裁ではないですが、入れておく必要がある場合もあるのですが、「合議」という言葉、今おっしゃったのをどこかに一つ入れておいたほうが、審議役全体の統一的な意思の部分であると決定された部分、あるいはそれ以外であるという仕分けが可能なのではないかと思うのですが、今おっしゃった、まさに「合議」

という言葉は、どこかにあったほうがいいなという気がするのです。

- **富本** そうしますと、例えば先ほどの（３）のところで、「以下の審議役の同意を得て」というような言い方にしましょうか。
- **作本共同議長** それで十分だと思います。お願いします。
- **石田共同議長** では、今のお話は、３の（３）のところに「他の審議役の同意を得て」という言葉を加えるということによろしいでしょうか。
どうぞ。
- **富本** 今のをもう一度確認しますが、「意見を踏まえ」といっても、「同意を得て」というのをほぼ我々としては同じ趣旨に考えておりますが、あえて作本さんのおっしゃる点を強調するならば、「同意」ということはいいのではないかと思います。いずれにしても、個々の異議申し立てについては、まず担当者を一人決めるわけです。そのかたは、責任を持って報告書を作るまさに担当であると。そこには、他のかたがたの意見も入れなければならないという意味での、同意といえますか、あるいは作成をする過程では三者が意見をそれぞれ述べて、そして最終的な報告書ができるという趣旨で書いてあるので、このままでもいいような感じもいたしますが、いかがでしょうか。
- **作本共同議長** 例えば、今 10 の（５）、異議申し立てを却下するという判断がここに書かれていますね。このような場合には、３人がそれぞれの意見で食い違ったというのだったら、却下という判断は出てきようはずがないのですが、そういう意味では、どこかで合議、あるいは同意を必要とするような場合というのを用意しておいたほうがいいのではないかと。最初におっしゃったところは、報告書を作るに当たって同意ということで、そこら辺で折れていいかなと思ったのですが、やはりどうしても却下なんていうときには、３人ばらばらというふうにはいかないかと。担当はあるのでしょうか。
- **富本** 10 ポツのほうは、異議申し立て審議役というのを個々人と取るか、あるいは集合体として取るかという解釈の方法はあると思うのですが、わたしどものほうとしては、３人がそれぞれ一つの合議体としてうまく活動しているを見て、手続きを踏んでおりますので、例えば却下というようなこと、決定についても３人の合議で決められて却下されると。あるいは事業するとき、これについての３人の同意のうえで行われているということで、一応、ここでは３人ですが、３人の集合体というふうに考えていただきたいと思っています。
- **作本共同議長** 今、「集合体」という言葉が出たのですが、そうすると、３人はそれぞれ専門の分野のかたから出てもらうのですが、３人は３人として担当部門があるということとは分かったのですが、その中で、委員長とか審議役のまとめ役みたいなかたを例えば互選するとか、あるいはそういうのは全くなしの状態でこの審議役は動くことになるのかどうか、お考えがあれば教えていただきたいと思います。
- **富本** では、ちょっと訂正します。
- **武井** JICA 法務チームの武井でございます。今の件、要項案の３の（３）をすなおに読みますと、各異議申し立ては、いずれかの審議役が担当すると。つまり、複数の異議申

し立て案件が出てきた場合に、この異議申し立ては審議役 A が担当するというふうになって、その担当になった審議役 A が、その人の責任において判断をして報告書を作成すると。そのプロセスの中で、他の審議役の意見も一応聞いて、踏まえると。ただ、それは合意がないと書けないというような厳しい関係ではなくて、あくまでも参考意見として他の審議役の意見も聞くと。しかし、出す結論はあくまでも審議役 A の責任において書くと。

- **作本共同議長** 例えば却下の場合はどうしますか。
- **武井** 却下の場合も同じです。ですから、アサインされた審議役の判断で、JICA のガイドラインと手続き要項に照らして、これは却下だと審議役 A が下した場合に却下するというふうに考えてもらって。
- **原科共同議長** それでしたらわたしは反対です。合議制ということが大事だと思いますので、むしろ合議制だということを明確に示す表現のほうがいいと思います。今の発想ではだめだと思います。ではだれが担当するか、どうやって決めるかとか、そういう手続きが重要になってまいりますので、非常に危険です。しかも今の分担はまるで違う分野なので、特定の人というのは基本的に無理な構造なのです。それを特定の人に任せるとするのは、非常に危険です。わたしはその設計を変えていただいて、合議制ということ、明確には3番を変えたほうがいいと思います。合議のうえ決めると。ただ、担当者は決めてもいいと思います。司会役のような。特定の人々の責任というのは、わたしはよくないと思います。かりにわたしが任されても困りますし、おまえの責任だと言われても困る。むしろ合議で決めるほうがいいと思います。
- **富本** そこもこの委員会で議論していただいていいと思うのですが、例えば JBIC の場合も、合議制ということをやっているのでしょうか。それはちょっと確認してないのですが。要するに、これまではずっと JBIC のような方向を検討してまいりましたが、その辺の議論はございましたか。
- **原科共同議長** JBIC の場合には、わたしは合議制という概念で申し上げておりましたが、ただ、そのとき3名必要だと申し上げたのですが、JBIC は1名ということを最初言いまして、結局、中を取って2名になったものです。だから、合議制なのか単独なのかちょっと不明なところがありまして、システム設計上はその辺明確ではないと思いますが、むしろ運用の問題だと思います。

今、担当されているかたは、法律の専門のかたと、環境政策、行政の経験のかたで、お二人は別の分野なので、恐らく実際的にはやはり合議になると思います。法律のかたは環境社会配慮をあまりご存じないと思いますから、その人に任されても逆に困ると思いますので、実質的にはやはり合議だと思います。ただシステムとして明確にイメージしているかどうかというと、わたしの認識では明確ではないと思います。これはむしろほかのかたにご意見を頂きたいのですが、いかがですか。
- **松本悟委員** 世界銀行の場合は3人ですが、1人を常勤、2人が非常勤で、この常勤の1人をチェアパーソンにしているのです。この人はワシントンにはいなくてはいけなくて、残りの2人はどこにいてもいいのです。呼ばれて登場するという人たちです。ですから、

その手続き要項の中には、明確に合議というのとは書かれていないのですが、実際にはこのチェアパーソンが最終的に取りまとめをして、結論を出しているというのが運用上のやり方です。ですから、それについてはここでおおよその方針を決めたら、運用細則みたいなものを定めてもいいと思います。ただ、基本的に、1人だけで決めていいかどうかということについては、もちろんやはり、これは審議役3人で結論を出すという方向が望ましいのではないかとはいえます。

- **富本** それでは、内部的にもう一度検討させていただけますか。最終的に、わたしの考えでは合議制という形を取ったほうがより民主的になるということはあると思いますが、実際の運用上どうなるか。

それから、委員長というようなものを設けるかどうかは、3人が今回の場合はいわば常勤というか、我々としては、案件がある際に来ていただくというようなことを考えていますが、そのうえで合議というような形がよろしいのかどうかは、ちょっと検討させていただきます。

- **作本共同議長** 今の富本さんのお話なのですが、やはりこれは、3人集まっても、異議申し立てという理事長との内部的な役割が大事だということは分かるのですが、外向けにも公開しますよね。そうすると、3人の中でだれがその文章その他について全体に目を通して責任を持つのかという問題が起こる可能性もあるかと思うので、やはりだれか最終的には、この人が責任を持つ委員長か議長かということを決めておいたほうが、組織としては流れるのではないかなと思うのですが。意見です。

- **富本** 今の点についてよろしいですか。異議申し立ての内容にもよると思うのですが、いろいろここは環境の問題、社会配慮の問題、国際協力あるいは法律の問題、それぞれ知見を有するかたからやっているわけで、それぞれのご担当を、ふさわしい案件ということで決めていただいて、そのかたが責任を持って報告するというだけでもよろしいのではないかなと思うのです。どなたか、例えば環境社会配慮のかたを委員長とするというようなことになった場合に、全体の意見がどういうふうにはバランスを取れるかということもありますので、むしろ3人が、委員長とか定めなくて、それぞれの立場で、専門性の有することに責任を持ってまとめるというような。

- **作本共同議長** わたしはこの審議役のかたの中で、互選によって議長あるいは委員長を選ぶというようなことを最終的に入れるのかなと思っていたのですが、そこは主体性を持たせる形のほうがいいのではないかなという。

- **富本** そこは運用なり、あるいはそれぞれ実際に対応といったときに、実際その議論をだれがリードするかというようなことは、今回も3人を議長にさせていただきましたが、そういうやり方もあると思いますし、毎回毎回リードされるかたが変わるということもあると思うし、それは運用の中で考えていけばいいのですが、ただ、趣旨としては、そういう合議ということはある程度確保できるのかなと。であれば、また、されてもよろしいのではないかなと思いますので、そこら辺も含めてちょっと検討させていただきたいと思います。

- **石田共同議長** すみません。順番が、先に3番に行ってしまったのですが、1番あるい

は2番の辺りで、ご意見を。

- **松本郁子委員** ごめんなさい。実は進め方の話なのですが、この異議申し立ての期間は、これまで議論してきた非常に重要なことだと思いますので、できましたら、松本さん、3時半に退席されるということですので、先にそこを議論するというわけにはいかないでしょうか。もし、ほかの委員のかたに合意いただけるようであれば、ぜひと思うのですが。
- **石田共同議長** 今のご提案、どうでしょう。3時半に、松本悟さんにご用事があって退席されるということなので、特に重要ポイントである、この期間の・・・
では、最初に9番の異議申し立ての期間、あと、これに絡めて別紙なのでしょうか。その辺りのことを先に議論するという事です。
- **原科共同議長** では、この前の続きですね、異議申し立ての。この前議論いたしました。
では、どうぞ。
- **石田共同議長** 富本さん。
- **富本** そうしますと、前回も確認しましたが、まず異議申し立ての期間というのは、協力期間の間ということについては確認してよろしいでしょうか。
そのうえで、松本委員からのご提案なのですが、まず、終了後の問題についてやりましょうか、それとも、仮版ということについて議論しましょうか、どっちにしましょう。
まず仮版につきましては、私が前回もご説明しましたのは、まさにドラフト・ファイナル・レポートというものが、いわば仮版であるということなのです。これを第3回めのステークホルダー・ミーティングでまずご説明をし、これはもちろん内容も公開しますが、そういったものに対してステークホルダーの意見を吸い上げると。
先日、原科先生からご示唆を頂きまして、それに対する意見を踏まえたうえで、前回、見解書というようなものを作ってそれを公開すると。それに対して、期間は3か月がいいのか、もう少し長いほうがいいか、短いほうがいいのかはまだ決まっておりませんが、例えば3か月ということで意見を頂いて、異議がなければ最終版とするというようなことを踏まえて申し上げたものですから、松本さんがおっしゃる仮版というのは、もし言い換えられれば、見解書というようなことでよろしければ見解書を、つまり、意見も踏まえてここをこういうふうに直しましたよということで、さらして、それに対して異議を頂くということではいかがかと思っています。
- **松本悟委員** ドラフト・ファイナルの段階で出された意見に対しての見解であれば、ここで書いてある趣旨は同じですので、わたしは、それがこの要項に書かれるのであれば、これまでの議論からいけば、筋が通るかと思います。
- **富本** あとは、期間の問題なのですが、それでかりに異議が出た場合、それについて、当然のことながら異議申し立て審議役が調査するわけですから、それに必要な期間というのが当然ありますので、3か月がいいのかどうかというのは、そこで決まるわけです。ですから、ステークホルダー・ミーティングをしたうえで仮版、見解書を出して、あとどのくらい期間を持つかというのは、定めたほうがいいのか、定めないほうがいいのか。もし異議申し立てがなければその形で最終版にしたほうがいいのだったら、3か月置いたほう

がいいのかというのは、むしろ実際に業務をやっているほうとの関係なのですが、通常であれば、今は1か月ぐらいですか。2か月ぐらいは一応置いています。

○ **松本悟委員** 趣旨を説明させていただきますと、もちろん、今、間が置いてあるということと、この見解版を出してから何か月か置くというのは、またちょっと意味が違うとは思うのです。ここで言いたかったのは、その3か月の間にもし異議があった場合は、当然異議申し立てのプロセスに入って行って、そして、1か月以内にある程度現地調査が必要かどうかという判断をされますから、その中で、恐らく、これはファイナライズしないほうがいいということを異議申し立て審議役が言うことができるというふうに理解しています。ですから、この3か月というのは、異議申し立てがあった場合、その異議申し立てに必要な期間も含めて3か月という意味ではなくて、飽くまで3か月間それを公開にして、その間に異議申し立てがあった場合は、異議申し立てのプロセスに行き、かつ、それが非常に合理的な異議だったとするならば、それは審議役のほうから、やはりこれはファイナライズをしないで、プロセスを少し待ってほしいということを言って、それが延びるといふプロセスを、わたしは頭に描いていますが。

○ **石田共同議長** では、星さん。

○ **山田委員（代理星）** 外務省無償資金協力課の星です。

今のご提案を確認させていただきたいのですが、まず対象なのですが、すべての開発調査案件、あるいは無償資金協力案件が対象になるということを前提としていらっしゃるのでしょうか。

もう1点、開発調査と無償資金協力のドラフト・ファイナル・レポートについては、今の取り扱いがだいぶ異なると思うのですが、それについてはJICAの内部でどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○ **松本悟委員** するどいところを突かれたなど。わたしはカテゴリAとBというのを想像しています。Bについては議論があるかもしれませんが、むしろ本当にBでよかったのかという議論を考えると、AとBというふうに考えています。

○ **富本** 一言、基本的にはA案件が主になるのではないかと考えておりますが。要するに、非常に慎重にこのガイドラインの適用をしなければならない案件という意味で考えております。

それから、開発調査のドラフト・ファイナル、無償資金協力のドラフト・ファイナル、そしてさらにファイナル・レポートについては、確かに非常に扱いが違いますが、このガイドラインでは、それ以外に技術協力プロジェクトという三つのスキームを合わせて議論しております。そういう意味では、この異議申し立ての制度も、三つのシステムをほぼ代行することを考えておりますし、特にその中でも開発調査と基本設計調査というものを考えております。そういう意味では、ドラフト・ファイナル・レポートができて、同じようなプロセスで、かりに3か月となれば3か月ぐらい、異議申し立ての期間を設けるといふことは可能ではないかなと思っています。もしそれで、その後の無償資金協力の案件に非常に大きな支障があるということであれば、我々としても再考しなければなりません

が、今のところそういうことはあまりないのではないかなど。かりにものすごく急ぐ案件であれば別かもしれませんが、環境社会配慮に非常に重要な影響を及ぼすような案件については、むしろ実施は慎重にやるべきではないかと考えておりますので、そういう意味では、特に支障があるというふうには考えにくいのですが、いかがでしょうか。

- **山田委員（代理星）** 今ご説明いただいた点なのですが、私が申し上げたかったのは、松本さんの意見の中で、「最終案（ドラフト・ファイナル）に対するステークホルダーの意見等を加味した仮版を作成し」というふうにあるのですが、無償資金協力のドラフト・ファイナル・レポートについては、ステークホルダーとの協議が全く行われなかったというのが今のやり方で、その辺について新しい仕組みというものを作られるお考えなのかどうかということです。

3か月間というのは、若干個人的には長いと思いますが、環境社会配慮上重要な案件について一定の期間を置いて、関係者の意見を聞くということ自体については非常に意味のあることだと思いますので、それ自体は我々否定するつもりはありませんが、手続き上だいたい今と変更が生じるので、その辺についてしっかりご検討いただきたいと思います。

- **富本** もう一度確認いたしますが、異議申し立て期間のところには書いてあります。「開発調査は事前調査結果を示したとき（事前調査結果がホームページに掲載された日）以降、本格調査の終了（最終報告書がホームページに掲載された日）まで、無償資金協力のための事前の調査は予備調査結果を示したとき以降、基本設計調査の終了（期間設計調査報告書がホームページに掲載された日）まで」と書いてありますので、こう考えております。よろしいですか。
- **山田委員（代理星）** おっしゃるとおり、その辺理解しているのですが、申し上げたかったのは、今、無償資金協力の基本設計概要説明調査という意味では、ドラフト・ファイナル・レポートというものについて相手と協議を行っているものとして、現地のステークホルダーとの協議など、パブリックコメントみたいな制度は一切取っていないところなのですが、そういった制度を新たに作るというお考えなのでしょうか。
- **原科共同議長** そうです。ガイドラインで決めたのはそういうことだったと思います。新しい制度というのはそういうことだと思います。まさにおっしゃるとおりです。
- **石田共同議長** 上條さん。
- **上條** これは僕の理解なのですが、松本さんのこの用紙には「基本設計調査報告書」と書いてあるのですが、無償資金協力の場合、環境社会配慮調査を行うのは、予備調査段階で行いますので、基本設計調査の際のドラフトというよりは、予備調査報告書は出してちゃんと公開しますので、その段階で言っていた方がいいのではないのでしょうか。異議申し立ての扱いとしては、基本設計調査の最終ドラフトの段階ではなくて、予備調査報告書を出しますので。
- **原科共同議長** それはシステムが違うと思います。3回のパブリック・コンサルテーションをやるという原則が決まったはずですから、それに従うか、今、山田さんがおっしゃったように、手続きが変わるのだとわたしは理解していましたが。わたしは、たしか提言

の中ではそう言って、そういう説明をした覚えがあります。だから、ワールドバンクは2回しかやらないけれども、JICAは3回やるからアドバンスだと言ったのです。

○ **上條** ですから、3回やるような、カテゴリーAのようなやつは開発調査でやるということだと思うのですが、3回やるようなものは無償資金協力のスキームではやらないという理解だと思うのです。ですから、もちろん3回やるような場合は、開発調査のほうでやる。それは別に、3回やるべきものを無償資金協力のほうに回して、だからやりませんというわけではなくて、3回やるようなものは、カテゴリーAになるようなものは、基本的にそこでの環境社会配慮は開発調査のスキームの中でやるという理解なのです。ですから、無償資金協力の中でそういうカテゴリーAに当たるような調査は、そのスキームの中ではやらないという前提なのです。松本さんのこの3番めに書いてある「異議申し立ての期間」の無償資金協力のためのところは、書きぶりをもう少し補足して確認したほうがいいのではないかなという気がします。予備調査報告書が出てから、例えばいつまでとか。

○ **田中研一委員** 今 JICA 関係者がいろいろ説明したとおりでと思うのですが、私自身は2点、やはり松本さんの意見に対して意見を申し上げたいと思います。

まず対象協力事業というのは、一応全部 JICA は含めておりますので、C カテゴリーも異議申し立てができる形にはしておくという意味では、ここをA・Bに限るような書き方はしていないわけです。そこはそれでよろしいと思うのです。実際にはCで異議申し立てという場合は、まずほとんどないわけです。

2点めは期間ですが、ここで3か月公開して異議がないかというのが、逆に限定してしまうようなことが起こりえるかもしれないです。つまり、非常に、カテゴリーAでいろいろな環境社会配慮上問題がこの最後の最後でもまだありそうな案件であれば、それに至るまで環境の審査会のほうで、ここについてはもう少し時間を取って意見を受け付けるべきだというような議論も当然出てくると思います。ですから、その意味では、JICA 案に書いてありますように、こういう JICA の異議申し立て期間というのは、きちんとそういうフレキシビリティも十分反映できるような形で書いているわけですから。協力期間が終わるまでという意味で。ですから、プロジェクトの特性あるいは規模といったものにおいて、審査会の意見も踏まえたうえで、この辺りの期間というのは十分調整していくべきだと思います。むしろ、そうではないものに対しては、もっと早く、3か月以前に最終的な公開も可能であるかなというのも、私は案件としてはあると思うのですが、いかがでしょうか。

○ **松本悟委員** A・B・Cについては、もちろんそれはわたしも望ましいとは思いますが。

それから、3か月間の場合は、もしそういうふう考えるのであれば、わたしは最低限、少なくともというようなニュアンスでこの「3か月」を書いています。ですから、3か月たったからもうこれはファイナルにしなければいけないと言っているわけではなくて、少なくとも3か月は置いてくださいよということで書いてあります。飽くまでも最低限という意味です。そういうふう理解をしてほしいとは思っています。

無償資金協力のことですが、大きく蒸し返す話になりつつあって、それを考えると、実は予備調査報告書ができてからというよりは、むしろ、結果を示してからと書きましたが、

予備調査の場合、スタート時点がもしかしたら間違っている。今の上條さんの議論を考えると、実は予備調査を始めるときから異議申し立ての期間なのではないかと、今思いました。話を全部蒸し返しますが。

一方、基本設計調査報告書についてわたしが申し上げたいことは、星さんもいらっしゃるののでぜひ言っていたきたいと思いますが、いろいろな要件がつくわけですね。今回特に案件は特定しませんが、予備調査の段階である程度環境社会配慮をしたけれども、基本設計調査の段階でいろいろな要件、例えば住民移転であれば合意を取りなさいとか、補償について合意をすとか、基本設計調査の間にいろいろな要件が出てくるわけです。それも全部解決して予備調査が終わるわけではないというふうに理解しているわけです。ですから、実際、無償資金協力の場合、異議が出るとするとすれば、予備調査段階で要件となっていたものが満たされないのに、基本設計調査がそれでOKとなることだとわたしは思っているのです。

ですから、わたしは実は、予備調査が始まるころから基本設計調査報告書が終わるまでは、少なくとも異議申し立ての期間ではないかと思っています。

- **石田共同議長** 今のご意見に対して、いかがでしょうか。
- **富本** まずはガイドラインに戻ってしまうのですが、ガイドラインの思想というのは、そういう重大な影響が起りそうな無償資金協力案件では、いきなり無償資金の事前調査でやらないとなっているのです。必ず開発調査で戻るのだということです。開発調査では、今言いましたプロセスで、まず十分な異議を言うていただくということです。そこでまず一つのプロセスが終了しているという形です。そのうえでそういった問題がある程度解決できそうだと、十分な配慮がなされているという前提で、無償資金協力の事前調査に入っていくということです。申し立て期間は三つのスキームで分かれてましたが、実は、無償資金協力の基本設計調査というのは、そういう開発調査がある程度なされているという前提で議論しているのだということに理解してはいかがかと思っていますののですが。
- **松本悟委員** その点は恐らく、異議申し立てになるような、予備調査は入ったけれども、実はこれは、予備調査では賄えないぐらい何か問題があるのではないかという指摘だと思うのです。ですから、これを予備調査から始めてしまったけれども、本当は開調（開発調査）に行ったほうが良いのではないかというのが異議申し立てによって指摘される、むしろそういうことなのではないかと思いますが。
- **田中研一委員** 今まで無償資金協力の事例も話してきましたが、基本的にそれは予備調査の話ではなくて、最初から、開発調査を1年半なら1年半やってから、無償に行くべきだというような要請が来たとき、まさに環境の審査会でも議論するわけですから、そういう視点からわたしたちはやっていこうと（実際やっていますが）、そういうことだと思います。ですから、予備調査というのは、これ自体がカテゴリーAである案件の無償資金協力の協力事業であれば、カテゴリーA という意味では対応が遅かったということだと思います。ですから、開発調査をむしろやるべきだというような提案を、審査会できちんとしていただくほうがわたしは重要だと思っています。

- **富本** 今、松本さんがおっしゃったように、本来であれば開発調査でやるべきだったというものが、そういうものなしで基本設計なり事前調査に入ってくるということを、このガイドラインは想定していないのです。確かにそこが一つあるのですが、けれども、こちらの異議申し立てのほうは、そういう場合であっても、予備調査の結果が示されたときから異議を申し立てられるということですから、そのとき異議申し立てをして、やはり開調に差し戻せと、早く開調をやるべきだということは言えるのではないかと思います。ある程度その辺、次は基本設計調査に入る矢先かもしれませんが、そういうことは言えるのではないかと。そのときに、判断として、では、もう少し予備調査をしっかりとやり直すと、開発調査まで一気にというのではなくて、予備調査をもう少し丁寧にするというような作業は、JICAとしてはできるかもしれません。そういったことではないかと思いますが。
- **松本悟委員** それは僕もそのとおりだと思います。ですから、この段階ですので、そこは予備調査報告書以降でいいとは思いますが、基本設計調査については、わたしはやはり、その要件が確認されるかどうかというのは大事なことだと思うので、先ほどの上條さんの意見については、飽くまで基本設計調査報告書のところはけっこう大事なのではないかと。これは上條さんに対して言ったのか、星さんに対して言ったのかちょっとあれですが、これに「ステイクホルダーの意見等」というふうに書いてありますので、その要件が満たされているかどうかということに対しての意見は、当然出てくるのではないかと思います。
- **山田委員（代理星）** ガイドラインにおける無償資金協力の事前調査の位置づけについては、JICAのほうからご説明いただいたとおりと我々も理解しております。そのうえで、本件については、無償資金協力の実施スキームがだいぶ変わることになる可能性もありますので、事業部のほうとよくご相談いただいて、改めてご検討いただければと思っているのですが、いかがでしょう。
- **富本** ガイドラインのほうはそういうことで確定していますから、異議申し立ての期間での書きぶりについて、もし相当程度問題があれば検討しますが、一応ここまで議論が来ていますので、それを大幅に引っ繰り返すということはちょっと考えにくいのですが。
- **山田委員（代理星）** わたしが申し上げたのは、松本さんのご意見を踏まえて、何らかの期日を異議申し立て期間に加えられる場合には、無償資金協力についての具体的な書きぶりについて、十分事業部のほうとご検討いただきたいということです。
- **富本** ですから、松本さんのご意見に対してわたしがお答えしたのは、前回ご説明を申し上げたとおりなので、一文を加える必要はないのではないかと思います。もし加えるということであれば、どこに入れればいいのかよく分からないのですが、現行での説明ぶりで、要するに開発調査の場合ですが、最終報告書をホームページに掲載された日までということの中に、最終ドラフトを示して見解書を作り、というようなことが含まれていると考えているのですが、まさに運用ですが、そういうことでご理解いただければいいのではないかと思います。

- **原科共同議長** 見解書を作ったときは、作業的にはもう最終版も同時にできていると考えてよろしいのですか。
- **富本** いえ、まだです。見解書を示して、それに対して異議申し立てがないかどうかというのを確認したうえで最終版を作るということですから。
- **原科共同議長** 実質的にはできている。見解を示すということは、だから、わたしが気になったのは、最終版という表現が気になるなら見解書という表現でもいいのですが、実質的には最終版ができていないとまずいと思うのです。その最終版に対する異議申し立てを受ける、本質はそこですから。
- **不破** 実質的には開発調査のほうでいけば、ドラフト・ファイナル・レポートは、ほとんど最終版を作るわけですね、文言を作って。それに対するコメントを、従来はしていましたが、その期間にステークホルダーの意見、異議が出た場合には、そこから異議申し立てのプロセスも開始することになるので、すぐにファイナル・レポートを印刷するということは。
- **原科共同議長** 印刷ではないけれども、ファイナル・レポートの原稿ができていると意味です。
- **富本** 今、不破さんが申されたとおり、要するに原稿ができます。そしてステークホルダー・ミーティングで出された意見についてはこういうふうに入れました、その結果、原稿はこうだということを示す。それに対して意見を言っていただくわけですから、それを異議申し立てがあった場合には、最終的にプロセスを経たうえで印刷ができると。
- **原科共同議長** だから、具体的には印刷原稿ができた段階と、作業でそういう段階と見ていいですね。そのとき見解書。そういうことであれば、わたしは異議申し立ては、全部審査会のプロセスが終わった段階ですから、審査会自体が適切にやったかどうかはチェックしておかなければいけないということで、そのあとというのが大事だと思います。それで、3か月たって特になければもう印刷に入ってしまうと。
- **富本** そちら辺の運用のところをそういうことを定めるということも、この中でもっと文章に載せる必要があるのかという。
- **原科共同議長** 後でごちゃごちゃ言われてはかなわない。3か月過ぎて異議申し立ては困るから、今のうちに言ってくださいということです。
- **松本郁子委員** これに関してはやはり、この規定の中にきちんと文章で、非常に重要な議論だと思いますし、期間もこの終了日までということで合意した、その条件と項目ですので、やはりきちんと記載をしていただきたいと思います。
- **原科共同議長** ということは、松本悟委員のご提案のような表現に修正してもらいたいということですね。
- **松本悟委員** 具体的には、恐らく仮版、見解書というのを作成して、少なくとも3か月間、僕はしていいのではないかと確認したうえで。
- **原科共同議長** あるいは、わたしは、印刷原稿でもいいかなと。印刷原稿を作成して。そのほうがいいかな。見解書を作るのはけっこう面倒かも知れません。

- **松本悟委員** これは運用上ですけれども、使う側の人から見たときに、非常に重要だと思います。自分たちがいつまで、どのタイミングでどういうことができるのかというのは、とても分かりにくいわけです。そうでなくても日本の仕組みは分かりにくいですから、そういう意味では、最後にこういうプロセスがあるのだということがやはり明示されているというのは、わたしは大事なことではないかと思います。
- **富本** 今は申し立て期間の議論、期間はどこからどこまでだということを設定する9番の議論をしているものですから、そういった手続きの話であれば、もう少し細則のところ落ちるのではないかと考えているのです。あるいは、手続きのもう少し後半のほうで書くのがいいのかなど。要するに、我々としては申し立てできる期間というのはどこまでかということを決めたいわけで、今話しているような、何に対して申し立てをするのかとか、それに対してそれをどのぐらい置くのかというのは、もう少し手続きの話ではないかなという感じがいたしますが。
- **不破** 昨日の委員会でも例示されていましたが、フローをやはりこれとは別に知らしめる。ドラフト・ファイナル・レポートと我々が呼んでいるものが最終報告書の案で、文言も含めてファイナル、全部書ききったとか、サポーティングのこともあります。その協議をこのときに、最後のステークホルダー・ミーティングにも出されると思うのですが、それに広く参加する仕組みが取れていれば、そのときにみんな知ることになります。そこから3か月間、大体そんな感じで設定できると思います。ですから、そういう場はそこなのですよということが分かるように、フローなり説明のところを出しておかないと、ちょっとこれは条文だけのところだと、確かに一般には分かりにくいということになります。
- **松本悟委員** 今のは、ドラフト・ファイナル・レポートについて、ステークホルダー・ミーティングを開く、そこから3か月とおっしゃいました？
- **不破** 実質的には、ドラフト・ファイナル・レポートは、印刷原稿。
- **松本悟委員** でも、ここで議論しているのはドラフト・ファイナル・レポートに対してステークホルダーが言った意見に対して、JICA がどういう見解をしたかというのを示してから3か月という議論なので、今のはおっしゃっていることと違うのですよ。
- **原科共同議長** だから、意見をもらってから直して、その次にファイナルの印刷原稿と。普通なら、それで異議がなければ通ってしまうと。だから、印刷原稿という形で止めておいて、3か月間、クーリングオフみたいに空けておいて、その3か月間特に問題がなければ、もう印刷に入ってしまうと、そういう意味なのです。
- **富本** いずれにしても、そういうフローとか手続きについては、もうちょっと細かいところを定めなければいけないものですから、ここに入れるのがいいのか、そういった別紙で定めて、フローで示しまして、要項は要項として定めておいて、こういうプロセスの中でありますように、説明書を作るということでもいかがかと思っております、そのほうが利用されるかたには分かりやすいのではないかと考えておいて、そのあとの問題についても、そのところでもしできればと思っておりますが、いかがでしょうか。
- **松本悟委員** 要項と不可分一体の文章として、常にセットで印刷され、配布されるよう

なものであれば、わたしはそれでいいと思います。

- **富本** そういうことだと思います。では、ちょっとまとめましょうか。いいですか、まとめましょうね。
- **原科共同議長** そうすると、申し立て期間の表現は、JICA の原案の文章で、ここはもうこれでよろしいですか。そのかわり、この文章に付表みたいなのをつける。この期間が分かるように。あるいは、今おっしゃった手続きを一文加えるか何かですね。ほかの部分に今のことを記載すると。
- **松本郁子委員** これは、JBIC の手続きに関しては、きちんとその異議申し立て手続きという冊子があって、そこに紙1枚が挟まっているのです。例えば、余計なお世話かもしれませんが、その紙1枚落ちてしまったらそれは分からなくなってしまうわけです。ですから、この3か月の間に、冊子のファイナルの報告書に関してまだ意見を言える期間がありますよという、非常に重要な期間を置いている説明をしているものですから、例えばこの期間の後ろに※印とかつけていただいて、確認したうえで最終版とし、この期間も異議申し立てを受け付けるとか、そういう形にすれば、当然ここで今議論しているものはその期間の議論から出てきたものですから、そういう形で記載をしていただければどうかと思うのですが。
- **富本** わたしの手元には、JBIC のガイドラインの冊子を持っていますが、ここには手続きチャートとか付録が入っています。要項以外に申し立て書の例とか全部入っていますので、こういう処理でいかがでしょう。
- **松本悟委員** 差し込み1枚入っていないですか、そこに。それなんですよ。
- **原科共同議長** 差し込みというのはまずい。確かに。なくなってしまうから。それはやめたほうがいい。
- **松本郁子委員** そうですよ。それでは落ちたら終わりですよ。
- **松本悟委員** これは何だろうと思うでしょう。これはすごく大事なのです。10回ぐらい議論したのです。
- **富本** それはJBIC での検討ですから、わたしどものほうとしては。
- **松本郁子委員** だから、JBIC と同じ扱いにされるとおっしゃったので。
- **原科共同議長** だから、JBIC は悪い例が幾つかありますから、それはクリアしていいほうにしてください。
- **富本** いずれにしても要項には入れずに、こういう説明書きで、要するに不可分なものとして・・・。
- **原科共同議長** まず、一冊でちゃんととじていると。
- **石田共同議長** 差し込みではなくてという形ですか。
- **富本** どういう形になるか、ちょっと検討しておりませんので、それは検討させていただきます。
- **原科共同議長** 情報としてワンセットだったら大丈夫だと思います、確かに。
- **富本** 今、不破さんが言ったように、フローチャートというのは一つ必要だと思ってい

ます。それから、そういう申立書の様式といったものは、利用者によっては必要なことですね。それから、その説明書きを後でつけるとか。そういったものを、まさに不可分なものとして扱うという。

○ **原科共同議長** ただ、今フローチャートの前に、印か※か何かで書いて、異議申し立て期間の次に、今の最後の部分は、印刷原稿ができてから3か月待つみたいな、先ほどの松本さんの意見を書いておいたらいいではないですか。「なお」というか。

○ **富本** 前回、吉田先生からご提案がありましたので、別紙という内容がありましたね。わたしのほうとしては、別紙のほうに異議申し立て期間以外の扱いについて、提案しております。この別紙というのはまさに、折り込みにするのか、ちゃんと印刷してホチキスで留めるのかというような議論だと思うのですが、我々としては別紙は別紙だということですが、それをどう扱うかということはまだ決めておりません。

ただ、別紙として処理させていただくということがご了解いただければ、そこに折り込む内容についてはご議論させていただくということです*。

○ **石田共同議長** 別紙というのは、そうしますと挟み込みみたいな可能性が高いという印象ですね。

○ **原科共同議長** いや、だからそれではだめだと言っているでしょう。そういう情報を正確に伝えることが大事だから、遺漏が生ずる可能性があることは避けたほうがいいです。

○ **武井** 聞いていて思ったのですが、今のところは異議申し立ての期間に関する要項の規定の部分で、期間というのは始まりがあって終わりがある。いつ始まっていつ終わるかが、ユーザーにとって最も大事な情報ですね。ですから、始まりと終わりの期間は今のわたしどもの案に一応書いていて、今議論になっているのは、そもそも終わりをここで設定するという委員会の議論の経緯として、こういうドラフト・ファイナルからファイナルに至る経緯の議論があったというのを、委員のかたが記録として止めておくというのはよく分かるのですが、ユーザー側に立って見たときに、本当に、途中のドラフト・ファイナルからファイナルの間にこういう手続きがあるということが大事なのか、それとも JICA のほうでファイナル・レポートが発表されるまでは自分がまだ意見が言えるのだと、それが自分の意見が言える期間の終期なのだというのが分かるのがいいのか。

わたしから見れば、期間は始まりと終わりが示されれば、それで進めてクリアなわけですから、その途中の計算のしかたが、こういうふうな経緯でこうなったのだというところまで、要項と同じレベルで、それと必ずセットの製本でないとだめだというところのレベルの重要性があるのかなというのが、疑問だったのですが。

○ **原科共同議長** いや、それが重要なのです。これは異議申し立て制度の本質的な問題です。そういうプロセスが終わってからのチェックとして、異議申し立てをする。だから3か月は大事なのです。私はこれは極めて重要だと。だから、明確に書くべきなのです。そこまでおっしゃるなら。だから、今の発言は全然その本質的なことを理解しておられないと思います。そういうものではないと思います。異議申し立てというのは、プロセスが終わってから出してこそ異議申し立てなのですから。これは JBIC に随分言いました。意思

決定が終わってからでないとい異議申し立ては出せないとい彼は言ったのですから。これはこれからの議論の本質ですから。

- **富本** こういう扱いをするかどうかということについては、正直なところまだ検討しておりません。全く議論しておりません。別紙というのは、私の理解では、説明をするために、要するに使いやすいように、分かりやすいようにするということなのです。ですから、JBIC の議論でそういう非常に厳しいやり取りがあつてこういう形になったということについては、今ここでは、同じような状況であるとは思っておりません。要するに我々としては、期間というものが分かれば、それ以外の期間の取り扱いについてはまた別に定めればよいと思っておりますので、そこまできちっと、これが中に入るとか入らないのかとかそういうことについては、まだ一切検討していないということです。そのうえでご意見を賜ればよいと思っております。

その期間がある程度要項として定まれば、それ以外の扱いについては、いろいろご提案については十分検討する余地があると思っておりますが、例えばわたしどもが提案したのは、今回、上條が説明しましたが、終了後、協力事業に対して指摘なされた場合は所要の対応を検討するというような、簡単に入っているわけですが、こういうことではいかかかと。それに対して、松本さんのほうは④のところでも詳しく書かれているわけなので、これについて議論すればよいと思ひますし、最終的にこれをどういふふうにと別紙の中に盛り込んで、その別紙をどういふふうにとすればよいのかということも議論すればよいのではないかとと思っております。

- **松本悟委員** 別紙はあくまで④の話であつて、今のは③の話ですよね。ですから、③のところについては、わたしは期間の話と不可分一体のことだと思ひています。世界銀行でいへばインスペクション、こういう制度を実際に使つたかたをご存じないから分からないかもしれませんが、使つた人たちの声を聞けば聞くほど、どのタイミングで意見を言つたらいいの分からないということがすごく多いのです。

ですから、ドラフト・ファイナルのあとに意見を言つた。その意見に対して、見解書が出てくる。その見解書に対して、もう一度意見を言うことができるということを知つているか、最終報告書までは意見が言えるということを知つているか。これは、実はだいぶ違ふのです。わたしは、前者のほうの方がユーザーにしては実は使いがたがよいし、それまでに例えばコミュニティで議論をしたりして書くわけですよね。1人の方が書くわけではなくて、みんなで議論するわけですね。だから、ここで言つてももう一回見解書が出てくるから、その見解書次第ではもう一度言えるよ、その間は3か月あるよ、では今度寄り合いのこの日に決めよう、ここで会合しよう。つまり、期間が大体分かつている、どのタイミングで何が起るといふことが分かつていることといふのが、実は申し立てにとつてはとても大事なのだ。とにかく長く取つていて、いつでも大丈夫ですよといふのに限つて、なかなか対応ができないわけですね。ですから、実は期間といふのはとても大事だと。

ですから、この文言は、先ほど松本郁子さんが言つたように、本来は期間のところでも不可分一体のものとして、※印でも何でもいいのですが、明らかにされていふことが大事だと

思いますし、前回、この熱い議論の中で富本さんがおっしゃったことですから、書くこと自体に対しては何らご異議はないと思うので、わたしはぜひ書いていただきたいのです。

- **富本** ※印をつけてどこか別のところにフローチャートか何かで示して、このタイミングですよと説明すればいいわけですか。その※印は欄外に書くのか、どこに書くのか。
- **原科共同議長** 今、わたしの理解を言いますと、9番の下に※印で付記するという意味だと思います。期間のことをまずばっと書いて、一応※をつけて、「なお」みたいなことで。だから、その表現のしかたはいろいろあると思います。終了の3か月以上前には最終印刷原稿を公表して、異議申し立てを受け付けるとか、そんな表現でもいいし。逆の表現でもいいです。この期間終了の3か月以上前には、印刷原稿を公表すると。
- **富本** 先ほど私が申し上げたとおり、フローを示して、その中で説明したほうがより分かりやすいのではないかと思いますので、※印をつけて、これについてはフロー図をご参照くださいというようなことで、その中に、例えば手続きとしてはこういうタイミングでやれることが望ましいですよというようなことを説明するということで見るとは思いますが、これだけ取ってしまうと、異議申し立ての期間の話をしているのに、決定版をするというような、いわば最終版を作る手続きの話をしているのではないかなと思いますので、期間ということの場所としては、あまり適当ではないのではないかと思いますので。
- **原科共同議長** 表現として、※をつけたところの中身は1行ぐらいでいいと思いますが、「終了期間の3か月以上前に、この最終報告書の印刷原稿を公表し」、そういう表現だけでいいと思います。3か月確保されていると分かればいい。それは大丈夫です。
- **不破** 確かに異議申し立ての最終時点に近いところの話なので、そういう詳しい説明は非常に役に立つというご意見が出ていたと思いますが、多分ステークホルダー・ミーティングという制度を発展させ、その段階の中で何が重要かという、計画そのものをステークホルダー・ミーティングに話すということが決め手で、それが最初の段階、途中の段階、ドラフト・ファイナルのような段階で話し合われるような形に持っていくわけですが、そうすると、要するに、どの段階で意見を言うかということもおのずとそれにかかわってくるわけです。

我々が非常に実務上危惧する、心配するのは、最後の段階で意見が固まりやすいというものだと思いますが、それはある面で、非常にスピードに対する出戻りとかいろいろなものが出てくるので、それから、相手国機関にとっても、ある種の反対意見、修正意見が、最後になって初めて出てくるものというのは非常に問題を生むので、もっと前の段階からそういう議論に参加してもらおうようなやり方を作る必要があって、そういったものが相手国機関によって内部化されるということが実は非常に大事なことだと思いますので、今の文言については、フローチャートのどこかに入れるというふうに思いますが、もう一方で、その制度が育つ段階で、ステークホルダー・ミーティングがどういうことをするのかということが、もっとやはりきちんとうまくワークするように持っていくということのほうが、多分重要だなというふうに思います。

- **原科共同議長** おっしゃるとおりだと思います。全くそのとおり。だから、むしろそのステークホルダー・ミーティングがうまくワークするためにこそ、異議申し立ては後でできる方がいいのです。後でチェックが入るよということによって、きちんとした意見の反映ができるのです。チェックが入らないと、意見反映がきちっとするか分からないから、お互い信頼関係ができないのです。これはわたし、長野のこういうケースで経験したことです。後でもう一回結果を公表してチェックするということがあったので、事前のステークホルダー・ミーティングのときの議論がきちっとできまして、あとは本当に何も異議が出なかったのです。まさに将来この結果に対してチェックが入るよということは、最初から決まっていますから、そういう約束をしたうえで議論していますから、その議論が実りあるものになるのです。おっしゃるとおりなのです。だからこそ、この3か月を私も重視しています。印刷原稿ができてから3か月持つておこうとか、だから、実際その3か月はほとんど意見、異議が出ないようにしたい。
- **富本** 大変貴重なご意見ありがとうございます。それでは、原科先生のご意見のうえで、※印で示すことができるかとか、文言も含めて考えます。それで、例えばドラフト・ファイナル・レポートが示され、掲載された後、3か月間、仮版とか見解書を示して公開するというような、何かそういう公開をして、最終版に決定するというような表現をここに入れてやってみます。次回、これを提案させていただきます。
- **原科共同議長** わたしとしては、印刷原稿という表現がいちばん分かりやすいように思いました。そのほうが作業も楽ではないかと思えます。見解書はけっこう書き方が難しいから。
- **田中研一委員** この議論につきましては、一つ大事なものは、例えばカテゴリーのCに当たるようなものはどうするのだというところが抜けた話をしているわけです。異議申し立ては、A・B・C全部受け付けます。では、これについてこういうふうに書いてしまうと、実際は無償資金協力にしましてもほとんどC案件で、こんな形で3か月も置くようなものはほとんどないわけです。問題もないわけですから。ですから、もしそういうふうを書くということになれば、そこはおのずから、これとこれについてはこうするという書き方をしておかないと、これが生きてこないと思えます。その意味で、JICAの案というのは、先ほど申し上げましたように、柔軟性があって、かつ、審査会の意見も尊重するという形で、JICAの提案の申し立て期間というのは、協力期間に限定しているということで書いていますので、書き加えるのであれば、先ほど申した点を議論したほうがよろしいかと思えます。
- **原科共同議長** そうか、今いいことを聞きました。分かりました。そういう意味でも印刷原稿がいちばんいいかもしれないですね。印刷原稿はすべてに共通してあるわけですから。見解書を出すものはステークホルダー・ミーティングをやっていない限り、見解書を出す必要はないですから。だけど、印刷原稿だったらすべてに作るわけですから、その期間持つておけば、対応できます。だから、印刷原稿のほうがいいのではないかと思えます。
- 見解書というのは、ステークホルダー・ミーティングが終わった場合に出すものでしょ

う。それと関係なしに、とにかくファイナルに、協力事業が終わる直前の段階で、まずでき上がったものを確認する手続き、これが大事なのです。印刷原稿なら、表現としてユニバーサルでしょう。中身に対応できますということです。

- **富本** ちょっとそこはまだ・・・。
- **原科共同議長** という感じもします。今のご説明を聞いて。
- **富本** 要するに、JICA のステークホルダー・ミーティングに対してどういう考え方を持ったかという、考え方も示す必要があるのではないかと考えておりますので。
- **原科共同議長** それがあったほうがベターです。
- **富本** そのうえでどういうふうに直したかという。
- **原科共同議長** 印刷原稿というのは、だから、いずれにしろすべてについて作るわけだから、その段階で3か月というのは一般性があるので、いいのかなと思いましたが。
- **富本** 彼が言った印刷に回す前というのは、まさに発信する前なので、そこからまた手戻りがあったりするという事は、技術的にどうかということもありますので、そのところは関係部と調整させていただきたいのです。
それから、3か月がいいかどうかということは、今のところ2か月ですから、そんなに大きな変動はないと思うのですが、本当に3か月がいいのかどうか。
- **原科共同議長** 2か月でしたら、できれば3か月ということはアドバンス、進歩したという感じがいいです。
- **富本** 印刷原稿、あるいはわたしどものほうでは見解書、それから3か月、これをポイントとして、こういう※印でそういうことを示すということによろしいでしょうか。
- **原科共同議長** はい。
- **富本** では、そういうことで、今の決定で持ち帰らせていただきます。
- **石田共同議長** はい。検討のほう、よろしくお願いします。
- **松本隆平委員（代理前田）** 農水省の松本の代理で来ております前田です。最終報告書の案の関係で、相手国政府に最終報告書案を相手国政府に説明してコメントを得るという手続きが、ガイドラインの中で明記されているかと思うのですが、今回の異議申し立てで調整した後に、相手国政府側にはどういう手続きを執るのかということも、ご検討されるときには考えていただければと思います。
- **富本** それは、前回も何人かのかたがたは、相手国政府も巻き込んだ異議申し立てのプロセスにしなければならないということをおっしゃっていたので、かりに見解書なり印刷原稿が示されたあとに異議申し立てがあれば、当然異議申し立ての後ということについては、相手国政府に対しても伝えて、もちろんそれに対する相手国政府のコメントも聞きまますし、最終的に異議申し立てのプロセスで出た提言ないしアクションについても相手国政府に対して通報して、了解をとるなり、彼らはどういうふうを考えているかということについては聴取するという事だと思えますし、彼ら自身もそういったリアクションがあるので、そういったプロセスを経たうえで、最終的なものに持っていくということだと思います。

- **作本共同議長** 今回の質問にちょっと近かったのですが、やはり相手国政府もこの事業にかかわっているわけですから、意見を求めるというよりも、やはりきちんと文書で、相手国政府はどのような対応をしたのか、しなかったのかという、問題解決によかったのかということをはっきりしたうえで、これを今の最終報告書に反映させるということがどうしても必要ではないかと思うのです。この不服申し立ての委員会だけの意見、あるいはステークホルダーだけの意見だけではなくて、相手国政府の何かしらの公式文書、とは言い難いかもしれませんが、しっかりした文書をここに反映させることをやはりやらないと、片手落ちになるのではないかと思います。以上です。
- **富本** 実際には、今おっしゃったようなプロセスで、もちろんこちらからお伝えするときは文書でやりますし、向こうからも文書が来るのではないかと思います。相手国政府が執るべきアクション、どのようなアクションを執ったかということについては、もちろんこちらがちゃんとフォローするということだと思いますが、そういうことを含めて、この異議申し立ての中にそういうことが含まれているのではないかなと思っていますし、今のご指摘でわたしも気がついたのでありますが、やはり、相当相手国政府との意思疎通をこの段階でうまくやっていかななくてはいけないと思います。したがって、相手国政府だけの了解で、ファイナル・レポートは作れないというようなことになってくると思います。
- **田中研一委員** 先ほど申し上げたカテゴリーのCとかいうのも含めたような文章になっていますので、この件についてはどんなご意見をお持ちなのか、先ほど聞きたかったのですが。
- **松本郁子委員** わたしは、この件に関しては、カテゴリーA・Bでいいと思います。
- **田中研一委員** そうしますと、JICAのほうでカテゴリー分けをして、それをまた審査会でいろいろ議論する中で、これはA、これはBと一応決まってきますよね。ですから、そこところが審査会自体にとって非常にまた責任重大なことになってくると思うのです。AとBでいいですねという話であれば。ですから、その辺り、AとBを、ではこういう形でやりますと書くのが本当にいいのか。繰り返しますが、柔軟性があるような形のJICAの案というの、わたし自身はすごくこちらのほうがいいのではないかなというのはずっと前から思っていたのですが、やはりそういうふうにきちんと書いたほうがいいのかというご意見ですか。
- **山田委員(代理星)** 今のお話なのですが、田中さんからお話しいただいているとおり、そもそも我々は、カテゴリーA・B・Cについて、どういった基準でそのカテゴリー分けをしていくのかということについて、具体的な見解をまだお伺いしていないので何とも言えないところもあるのですが、今のところの状況としては、Bには相当軽い、軽いといいましょうか、さほど影響はないけれども、心配だからBに入れておこうというようなものも含めて、Bにカテゴライズされる可能性が高いかなと思っています。そういったことを踏まえれば、Bの中でも個々に判断して、こういった手続きを踏まなくてもいいだろうというものも多々出てくると考えておまして、そこら辺については、田中さんのご意見のとおり、何らかの柔軟性を持たせるような仕組みのほうが、より現実的ではないかと思って

おります。

○ **松本悟委員** それは対応してもいいと思うのですが、あまりに幅があるとそれは柔軟ではなくて恣意的になる。柔軟というのはある幅を持たせることだと思います。例えば、ではそれに同意するとした場合、Aはこうしてくださいと。Bも、最終案の段階でステークホルダーから意見が出されたものについてはこれを、つまり、このドラフト・ファイナルの間で意見も出なかったようなものについてはその限りではないという感じで、最終案に対してやはり意見が出るようなB案件であれば、慎重に対応しましょうというようにしてはいかがかと思ひます。

○ **山田委員（代理星）** 私はJICAではないのでそこについて答える立場ではないのですが、今お話があったことについて確認させていただきたいのですが、先ほども申したとおり、基本設計調査のドラフト・ファイナル・レポートについては、パブリックな意見を求めるという機会が、今のところ、ガイドライン上でもスキーム上でも設定されていないところ。そういったやり方は、いろいろ技術的に考えなければいけないところもおありかなと思ひますので、無償部でよくご検討をと思ひます。

○ **田中研一委員** 今、無償の話が出ておりますので、基本的には無償案件でカテゴリーAになるようなものを開発調査でやるというのをずっと前から議論して、そうなっている訳なのですが、その時点で環境社会配慮がきちんとできなかつたら、次のステージに行かないというのをずっと議論してきた訳です。ですから、わたし自身は先ほど星さんが言われたように、Bをつけるというのはどちらかというと予防的に、そんなに問題はなくてもやはりBでやっていくほうがいいではないかということで、かなりBの数が増えている状況があります。それを一律にして、3か月と規定してしまいますと、実際の状況と合わないことがたくさん出てくる可能性がありますので、この辺りはむしろ前の審査会の辺りで、これはどれぐらいにしたほうがいいのかとか、あるいはこの意見についてはどうだということもやはり話し合う機会を持つ柔軟さが必要ではないかと思ひています。

と申しますのは、ドラフト・ファイナル・レポートに、例えば1人か2人の意見だけが出て、それがあまりみんなが納得できないような意見でも、意見があるということで3か月とか非常に限定された形で行いますと、これは実務上やはり硬直化してしまうことも大いにありえるのではないかと思ひます。その辺はぜひ、またご議論いただければと思ひのですが。

○ **原科共同議長** 今の場合ですが、意見が出たからすべて答えるということではないと思ひます。だから、非常に偏った意見の場合には、これはこれこれの理由で反映しないということが十分あるわけですから、そういうことがあるから、そのあとの期間うんぬんという議論にはつながらないように思ひますが、いかがでしょう。

やはりそうなら、全体のプロセスが終わってから、とにかく3か月なりそういう期間があることは極めて重要、システム設計として大事だと思ひていますが、どうですか。審査会が重要だと分かっていますから、わたしまた審査会のほうを頑張りたいという感じがしてきましたけど、ずっとこの数回の議論で。

- **田中研一委員** 私自身は、まさにこの辺りが審査会の力を発揮する非常に大きな部分であると思います。
- **原科共同議長** 審査会でちゃんとやるためにも、異議申し立て期間が後にあるということとは必要だと思えます。
- **上條** これは僕の個人的意見なのですが、今、AやB、いろいろな案件があって、環境社会配慮の影響を阻むいろいろな影響があると。意見も出たり出なかったり、さまざまなのだと思うのですが、そこで、例えば異議申し立ての対象になりそうな案件というのでしょうか、そういうのは多分ドラフト・ファイナル、最終版の段階でいろいろな意見が出て、その意見を見ると、これはなかなか慎重に対応しなければいけないと判断するものだと思うのです。多分そういうドラフト・ファイナルでの段階でも、そういう案件での審査会にかけると思うのですが、こういうドラフト・ファイナルを公開しました、それに対してこんな意見が出ましたという、その二つを審査会にかけて、どうしましょうかと。JICAとしてはこう思うけれども、審査会の皆さんどう思いますかというようなことで議論するのだと思うのですが、やはりその意見というのも、ここですべてこうやるのだと全部決めてしまうのではなくて、そういう審査会の意見も踏まえて、ここは慎重に対応して、例えばBの案件であったとしても慎重に対応したほうが良いと判断するのであれば、3か月でも、意見をもらってから3か月でも良いと思いますが、その何らかの。だから、審査会の判断を加味するというような形で、そういう考え方で整理すればいいのではないかなという気が今したのですが。
- **原科共同議長** 審査会というのはそういう機能だと思っております。
- **富本** 異議申し立て期間というものの、まず※印の文言を除いては、これはA・B・Cということを考えずにやっておりますので、その中で特にそういうことが必要で、慎重に対応するということでAかBか、あるいはA・Bか、というような議論になるわけです。基本的には上條が言ったとおり、やはり慎重にやるものはもし無償であれば開発調査に戻すのだろうし、そのときはもうAになっているという可能性が高いわけですから、A・Bというふうを書く必要があるのか、あるいはA・B・Cとして一緒にしておいたほうがいいのかということもありますが、あえてそれでもA・Bと決めたほうがいいのか、オープンにしておいたほうがいいのかということなのですが。そこは、確かに審査会の機能。
- **原科共同議長** わたしは、オープンでいいと思います。
- **富本** ちょっと余談になって、個人的な意見なのですが、審査室のほうはできるだけ慎重にやろうと。一方、事業実施しているほうはそういう基準はやらなくてもいいのではないかと、当然のせめぎ合いがあるわけなのですが、そこは、今度は内部の責任機関体制、それから実施体制、いろいろな問題が絡んでおりますので、田中さんがおっしゃるとおり、あまりぎちぎちにそのシステムを作りすぎて、事業そのものが動かなくなってしまうと困ると考えておりますので、そういったことを踏まえて、関係部とも十分調整させていただきたいと思っております。

○ 石田共同議長 では、検討のほう、よろしくお願ひします。

そうしましたら、どうしましょう。ちょっとここでひとくぎりつけて、一度休憩を取りましょうか。それでまた、その別紙のところの議論をしていただければ。では、あの時計で一応 45 分まで、5 分間休憩で。

休憩

○ 石田共同議長 後半の進行ですが、先ほど JICA のかたとお話ししまして、別紙のところなんですが、先ほど松本悟委員のほうから具体的な提案がありました。これに対する議論となると、松本悟委員が退出されたこともあって、もしほかの委員のかたでこの箇所に関してもっとご意見があるようでしたら、今さらにディスカッションしてもいいし、あるいはそうでなければ、次回きちんとそれに関して、松本悟委員がいらっしゃるときに議論するという方法もあるかと思うんですけども、いかがでしょうか、この箇所に関して。

○ 原科共同議長 松本さんは、今度いらっしゃるんですか。

○ 石田共同議長 次回は、いらっしゃる予定だったと思います。

○ 原科共同議長 次はいつですか。

○ 石田共同議長 次回は、27 日の火曜日です。

○ 原科共同議長 大丈夫だったですか。いつまでも出てくれないと困っちゃうから。

○ 石田共同議長 そうですね。

○ 原科共同議長 次回やったらいいんじゃないですか。

○ 石田共同議長 では、別紙のところは次回に議論するという。簡単に、今どういった形で、JICA さんのほうで考えていらっしゃるか、もしあれば、わたしの理解のために説明していただけるとありがたいんですが。

○ 原科共同議長 じゃあ、そうですね。

○ 石田共同議長 はい。

○ 原科共同議長 少し情報を共有して。

○ 上條 JICA のほうでの別紙は、今お手元に配付しました 11-2 の 5 ページのいちばん下に、1 行で書いてあるだけなんですけれど、これしか書いてないんですけれど、本文中には書かないということで、別紙にしたいということです。この 1 行を説明しろと言われても、説明するところまであまりないのですが、この要項と、何か先ほどの表現で言えば、一体化したような説明を書くような紙の中に、この 1 行を加えると。私どものイメージとしましては、審議役のかたは関与しないというイメージなんですけれども、JICA のほうで指摘というか意見を受けて、JICA の内部のほうで責任を持って対応するという、これは 2 回前ぐらいの委員会でも、次長から説明したのと同じイメージの趣旨です。ですから、あまり細かな、具体的にこういうアクションします、ああいうアクションしますというところまでは記載しないというのが JICA の案です。

○ 富本 ということで、実はこれは 7 月 1 日に立てたものですから、まだ詳しく松本さん

の要望しておりませんし、もしできれば、次回に回していただいたほうがよろしいかなという。松本さんがいればより建設的に議論ができますので。

- **石田共同議長** 分かりました。ではこの別紙のところは、次回ゆっくり議論するということで、そうしましたら、設置要綱（案）の最初の1番のところから戻って、修正の箇所を中心に議論していくということでよろしいでしょうか。吉田委員、どうぞ。
- **吉田委員** 今の別紙の件ですけれど、これは今までの議論の中で、別紙を要項と合冊して出すのか出さないのかということがとても重要だという指摘があったので、そこはある程度ここで了解しておいて帰って来週に持ち越したほうが、その取り扱いで全然中身も違ってくると思います。ですから、そこはある程度共通の理解をもってこの場で、別紙といっても、要項を印刷して配るとか、そこと一緒に配るとか、合冊してやるんだという理解で、中身を検討しましょうという線を出しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。
- **石田共同議長** つまり同じように印刷されたものであって、切り離した紙ではないというご提案ですか。
- **吉田委員** そうですね。
- **原科共同議長** 今の吉田委員のおっしゃったことは、そういう格好でよろしいですか。セットで示すと。表現は別紙だけ。
- **富本** 私どもは、こういうがっちりとした印刷物にするか、あるいはホームページあたりでちゃんと説明する形でやるのか、いろいろ考えていますけれども、ホームページで十分に説明したほうがいいのではないかと考えています。例えば要項に入る前に、この要項についての若干の説明があり、どういう経緯でこういうものができたか。それから、その内容についてのフローとか、今おっしゃったような異議申し立て以外についてはどう扱うかということを含めて、ご説明させていただきたいなど。それが最終的に印刷するときには、もちろんあまりバラバラにならないようにしたいと思っていますが、合冊がいいのかとかファイル綴じがいいのかとか、いろいろ議論がありますけれども、少なくともこのように落っこちるような紙にならないと思いますけれど（笑）。
要するに、ちゃんと異議申し立て制度をご理解いただいて、ちゃんと異議のあるかたがたが非常に使いやすいものにしたいと考えています。上條君が言いましたように、わたしどもは最初、JBICのホームページを見まして、そのときに前のほうに説明書きがございましたので、ああいう形もいいんじゃないかと思った次第です。ぜひ、吉田先生のご質問に対するお答えは不可分のものとして。
- **原科共同議長** では、今、確認されたということでよろしいでしょうか。
- **吉田委員** 発言のタイミングを逃したと思うのですが、議論の中で、政府あるいは実施主体、これは後でまた議論が出てくると思いますが、その関与のしかたがけっこう問題になってくると思うのです。それでステークホルダーの意見というのは、ステークホルダーの中には向こう側の実施主体、向こう側の関係の政府機関というものが入っていると理解していいわけですね。そういうことを言う理由は、これはわたしが何回も違った角度から

発言したと思うのですが、協力事業の本質的なことは、実はこういう異議申し立てや何かも、理想的に言えば、向こう側の政府関係機関と、向こう側の異議申し立てした人たちがきちんと整理して、そして我々に提案してほしいと。そういう能力をぜひつけてもらいたいというのが、恐らくこういう協力事業を通じての最終的なねらいだと思います。ですから、その点の政府連携における、その視点をぜひ忘れないでやっていかなくてはならないと思います。その辺が、今までの文言にもあまり出ていないと思います。

後で、今日配られた資料の4ページには付け加える形で、たしか実施主体と、プロジェクト実施主体との協議の事実というような形で入ってきていますけれども、それと連携する形で、この期間やフローチャートですね。全体の制度の中での相手国、政府、および受益者や被害を受ける人たち全体のこういう問題を解決するキャパシティ、グッドガバナンスの支援であるという基本的な姿勢が非常に大事だと思います。具体的にここはこうだと言うのではなくて、ベースとして、我々が持っていないといけないスタンスだというふうに思います。これはコメントです。以上です。

○ **富本** 大変重要なご指摘で、ありがとうございます。

整理いたしますと、まずこの異議申し立てというのが、ガイドラインが遵守されると。遵守、不遵守についてを確保する。遵守する一貫として、だれがというのはありますが異議を申し立てる機会を提供するということですよ。ですから、ガイドラインの目的というのが、JICAが行う環境社会配慮の責務と手続きと、相手国政府に求める要件を示すということが書いてありますので、まずここで相手国政府が入ってくる。それから、異議申立書の中には、先ほどご指摘の11の(8)にプロジェクト主体という実施官庁等が入っております。一方、ガイドラインのほうの現地ステークホルダーというのは、むしろ事業の影響を受ける個人とか団体、現地で活動しているNGOとっておりますので、そういう意味で、今おっしゃったようなかたがたがすべて含まれてきますし、特に政府に対する、あるいは実施主体に対するものも、この異議申し立ての中に含まれることにしております。

○ **作本共同議長** 今のご指摘、確認はとても重要なことですが、やはり相手国というのは、僕も吉田先生と同じで、とても重要だと思います。JICAは特に途上国を相手に仕事をしているわけですから、わたしどもがよく聞く問題は、結局途上国政府が相手にできない、さらに、分権化になってくると、地方政府がどこを向いているのか分からない、そういうところで、困っていることを日本政府にあるいは関係の日本の実施機関に言うということが多いと思うのです。そうすると、やはり相手国政府、地方政府の能力を向上させるというか、そういうことがJICA事業を通しての一つの間接的な目的になることを考えますと、今の11の(8)に実施主体で相手国ということ念頭に置かれていると言われましたが、これをそっくり繰り返す必要はないかと思うのですけれども、「目的」のところに確認するような意味合いで、「プロジェクト実施主体との対話を促進する」とか、何か抽象的に単に異議申し立てだけを反映させるという、今書かれている「目的」の1にとどまらず、これを使って、11の(8)の言葉を使うと、相手国、実施主体との対話を促進すると入れられないのでしょうか。

- **吉田委員** 賛成ですね。今の JICA のそもそもの目的論からいっても、我々はガイドラインの理念のところまで議論したと思うのですが、やはり能力強化だということですので、異議申し立てという仕組みを通じて、相手国のキャパシティ、対処能力を高めることを「目的」にぜひ入れていただきたいと、賛成します。
- **富本** 目的の議論でよろしいですか。今の点については非常に重要だと思っておりますので、どういう文言にするかは考えますけれども、「目的」の中に入れられるとすればいいと思います。先ほど「だれが」という議論がありましたし、ちょっと目的のほうに議論を進めさせていただいてよろしいですか。
- **石田共同議長** そうですね。では、趣旨と目的の 1 と 2 というところで。
- **富本** 今、吉田委員と作本委員のご意見では、相手国政府および実施機関、あるいは……。
- **作本共同議長** ステークホルダーの定義めいたものを入れておいたほうがいいのかどうか、分からないのですが、通常、相手国政府の担当者を入れていきますね。
- **富本** 現地ステークホルダーは、ガイドラインのほうでは、むしろ政府や実施機関を除いた、影響を受ける人たちと定義しております。それ以外に、相手国政府という言い方が、ガイドライン上出てきておりますので、もし今のご趣旨ですと、ここに相手国政府というふうに。
- **作本共同議長** ということ、ずばり入れても大丈夫ですか。
- **富本** 実施機関というふうに明記したほうが、分かりやすいのではないかと思います。それとともに、ステークホルダーの意見を聞くという趣旨のところ。要するに、この異議申し立ては出てきておりませんが、主に異議申し立てをする主体としては、ステークホルダーということになるかと思えます。影響を受ける人たち、あるいは被害を受けている人たちとなるかと思えますので。もし今までのご意見を反映するのであれば、「目的」の（1）のところ、異議申し立ての機会を提供するという前後のところ、相手国および実施主体との対話を促進するというような。
- **作本共同議長** これは、3 番目のほうがいいと思います。1 番目は、異議申し立ての機会を提供するということは、ステークホルダーを含めての一般の人ですけれど、やはり重要性からいくと、1 番にうたってもいいぐらい、相手国政府の行動パターンというか、相手国にとって必要だと思うので、むしろそこでしたら遠慮がちに 3 番に入れても、相手国政府、ステークホルダーは要りますか。
- **富本** 相手国政府といったときには、中央政府の場合が多いわけですから、主に我々は国際約束は中央政府とやっておりますので、今おっしゃったような地方政府とか、あるいは各機関ということになりますと、およびプロジェクトの実施主体との対話を促進すると。
- **吉田委員** 補足的な説明ですが、わたしがどうしてそういうことを言ったか理由を説明させていただきたいのです。こういう制度設計において国際機関、世界銀行とか ADB の制度というのを時々参考にしているわけですが、二国間援助で、JICA はそうなのかもしれませんが、例えばこの審議会にしる、異議申し立て審議役にしる、要するに国際機関と全く違うのは、そこに途上国の意見を反映する場がないということです。この視点とは

ても大事で、制度上、世界銀行でもアジア開発銀行でも、銀行の中には途上国を代表した理事がいるわけです。理事がそういう場面で発言する機会が十分あるわけです。二国間援助ではそれが全くない、JBIC、JICAも理事会には途上国の人はだれもいません。そういうことですので、より相手途上国のパートナーの立場というものを、より慎重にいつも考えていないといけないという視点からの発言です。

- **富本** JBICのほうの2番めの目的として、これは紛争を解決すると。紛争に関して迅速な解決のため、当事者間の合意に基づき、当事者間対話を促進するというので、これはむしろ当事者間の対話を促進しますが、JICAの場合は、相手国政府およびプロジェクト実施主体との間の対話を促進すると。JICAと相手国政府ということになるのでしょうか。あるいは、相手国政府とステークホルダーとの対話の促進ということもあるかもしれませんが、そういった趣旨を入れるほうがよろしいのでしょうか。あるいは、JICAが協力機関として、相手国政府ないしプロジェクト実施主体と対話を促進することを目的とするということによろしいのでしょうか。
- **作本共同議長** 何か前置詞があった場合には、「ひいて」とか、「この目的を達成するために何とか」と。異議申し立ての中で、わたしも自分で反省しているのですが、「対話を促進する」とは同列には入れられないと思いますので、1・2の目的を達成する、もう一つ、それを補助的に補完するという意味で、ちょっと前置詞みたいなものが必要では。
- **原科共同議長** そういうことで言いますと、対話を促進するというのは、何とかのためにですね。その何とかのためにというのは、機会を提供することではなくて、むしろやはり環境社会配慮、そこがポイントですね。環境社会配慮を完全なものにするために、対話するということだと思いますから、(1)のところにも「異議を申し立てる機会を提供すること」で終わってしまうと、では何のためにそういうことをするかが見えないので、「環境社会配慮の実現を確保する」などということをや、1番にも書いておいたらいいのではないですか。そうすると、それを受けて、3番で今の話になったりする。こんな感じになるかもしれないですね。「環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保することにより、十分な環境社会配慮を実現すること」とか。そういうようなことで、「目的」の1番を書いておくといいのではないのでしょうか。機会を提供するのは一目で分かりますからね。むしろその異議申し立て制度の目的は、あくまでも環境社会配慮を遵守することを実現すると。そういうことだと思います。それを受けて3番で、そのために対話の促進が必要だと。その目標は、先ほど吉田先生がおっしゃったように、相手国の能力向上、それをうかがわせるような表現にされたらいいです。
- **富本** あまり異議を申し立てる機会を提供するというようなことは、書かないほうがいいということですか。
- **原科共同議長** 書かなくてもいいと思います。
- **富本** あえて「異議」ということをこれまでずっと言ってまいりましたけれど、そうではなくて、まさにガイドラインを遵守して、ガイドラインの環境社会配慮が確保されると。それから、対話が促進されることが。

- **原科共同議長** 2番がそれを受けているわけですね。そういう目的なので、協力事業の中で、できるだけサポートしていきましょうと。
- **武井** 今の先生がたのご意見をいかに2の中に表現できるかを検討したいと思います。わたしの理解ですと、目的の中にも高さがあるんですね。究極の目的は、ガイドラインの遵守の確保。そのための実際の段階で、相手国政府の環境配慮をしっかりとやっもらうという意思を高めたり、外部からの異議を受けつけたり、教育事業にも反映したり、その辺りの関係を上手に表現できるかどうか、内部で検討させていただきたいと思います。
- **原科共同議長** それでは、そのようにお願いいたします。
- **松本郁子委員** 先ほどの「目的」の議論ですけれども、(1)のやはり「異議を申し立てる機会を提供する」というのは非常に重要な文言だと思いますので、残していただくほうがいいのではないかと思います。それと、その社会環境配慮を実現するためにというふうな大きな目標が入るのは非常にいいと思いますが、先ほどJBICのほうで、「問題解決をするための対話を促進する」ということが目的に入っていますけれども、この経緯といたしますのは、そもそもJBICの制度の設計を考えると、やはりこれまでの世界銀行やアジア開発銀行の異議申し立て手続きの中で、そのガイドラインの遵守・不遵守ばかりが問題になってしまって、その遵守を問うたときに、最終的に環境配慮が改善するような事態が起こったのかということ、実はあまり起こっていないという事実が明らかになってきて、この制度設計の問題を何らかの形で補う必要があるのではないかとということで、実はNGOの提言というのが、異議申し立てにおいてその遵守・不遵守をチェックするという機能と、もう一つ問題解決の機能と、二つ備えた機能がやはりガイドラインを確保していくために必要ではないかという提案を実は出したのです。
 そして、その二つを実現するのは、二つの機能を持つことになるので非常に大変だということで、ただ、異議申し立てを受け付けて、いろいろそれを確認するうえで、この異議申し立ての審議役が提言をすることになっておりますね。その中で、もう少しきちんと対話をしてくださいというふうな仲介役のようなことも、ある程度できるのではないかとということで、先ほどから話が出ているように、やはりそういった対話が、これはステークホルダーと事業者、相手国の対話ということになるかと思っておりますけれども、進むことによって、実際にそこで起こっている問題を解決するために貢献できるのではないかとということで、三つめの対話の促進というものが入っているのです。
 私は最初にこの異議申し立ての手続きの要綱がJICAから出てきたときに、ぜひその問題解決の枠組み、ここの「目的」に書く程度でいいと思うのですが、その対話ということと同時に、対話を通じて問題解決を促すような機能というものも、緩やかなものでいいと思うんですけれども、何か入れていただければ、非常にいいのではないかと考えています。
- **富本** いずれにしても、文言を検討させていただきますけれども、問題解決を「図る」と言ってしまうとなかなか厳しいと思いますが、「促す」。そういったことも含めて、ご指摘の点を検討していただきたいと思うのですけれども。飽くまでも実施主体は相手国政府、主権のある相手国政府でありますし、我々としては協力・支援して、かつまたJICA

としてはガイドラインを遵守する必要性ももちろんあるということで、いずれにしても今までのご意見を承りまして、いい文言を考えたいと思っています。

- **石田共同議長** よろしくお願ひします。ここで1番の「趣旨」のところに関して、松本 悟委員からのご意見などもあったのですけれども。
- **富本** これについては、我々も若干防御的になっている面もあるかもしれませんけれども、この行政不服審査法の異議申し立てとは違うということは理解しております。それから、これは審査役というものが内部機関であるということで、全く外部のかたから何か法の裁きを受けるようなものではないことは十分に理解しているつもりですので、あえてどこかに書くというよりも、こういうところでご議論があったということが記録にとどまればよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。
- **作本共同議長** 書く特別な意味が出てきて、なぜ国の法律は内部手続きを取り入れたかという変な意味が出てきますので、やはり言う必要はないので、むしろ議論としてこういうことが行われたということでもいいかと思ひます。
- **石田共同議長** 恐らく JICA の内部でこういった認識というのがしっかり・・・、松本さんのペーパーに書いてあるとおり、ちょっとそういった懸念も感じているところなのではとわたしも推察しますので、しっかり認識していただければということだと思ひます。
- **富本** はい。
- **石田共同議長** 1と2の「趣旨」と「目的」の箇所は大丈夫でしょうか。次の3の「構成」と4、5あたりはどうでしょうか。
- **吉田委員** これは先ほど議論されて、特に審議役の、合議制かどうかという議論があったと思ひます。僕はどちらかという、合議制ではなくて意見を踏まえてということで、1人でやったほうがいい。というのは、3か月でたしか異議申し立ての解決報告書を出さないといけないということです。ここでけっこうもめて、合議に達しないと担当審議役は辞任せざるをえないというような。何かごちゃごちゃ起きるより、むしろ意見並列のときも十分にありうる。しかもそれは公開されることが原則です。担当の人が1人いて、その人が報告書を作り、報告書を作るに当たって3人がすべて合意したと書ける場合もあるし、それがいちばん望ましいので最大限努力するわけですが、どうしてもだめな場合が必ず出てくる。そうした場合には並列で、だれだれさんにおいてはこういう根拠により反対の意見だったという形で進めたほうが、タイミング、時間が非常に技術協力の場合は大事なファクターになるということを念頭に置くと、わたしはむしろこのままで、意見を踏まえてという形でもいいのかなと思ひます。原科先生とだいぶ違った見方になっていすけれど。

理由の一つは J I C A の協力事業は基本的に計画作成、ペーパーなわけですから。物理的、実態的な被害を伴わないということ、それから先ほど述べたタイミングの問題、それからこの制度そのものが分解しかねないという危惧もあります。

- **石田共同議長** わたしの意見ですが、異議申し立てを却下する場合というのが、作本委員からもともと議論があった箇所があると思ひます。やはり却下するという重大な決断を

するときに1人の、3人のうちのどなたか分からないですけれど、担当という形で、そのかたが決めるということになると、それはやはり3人それぞれ専門も異なりますし、そういった重要な箇所に関しては、やはりきちんと合議制のほうがいいのではと思います。

○ **吉田委員** それはわたしも賛成します。却下に関しては全員合議しないと却下できないと。それはいいと思います。担当を決めたうえで、合議のうえ、そんな表現はどうかと思いますけれど、あるいは「協議」ぐらいのほうがいいのかもかもしれません。

○ **原科共同議長** 「合意」とか「同意」というとちょっときつい感じがしますから、「合議制」あるいは「協議」とか、相談するというイメージがあればいいのではないかと思います。ですから、合議制による。それで、リーダーシップをだれかが執らなければいけないから、担当を決めたうえで、合議のうえ、そんな表現はどうかと思いますけれど。あるいは「協議」ぐらいのほうがいいのか。「合議」でいいのではないかな。

○ **武井** 表現は表現で工夫できると思うのですが、実際の異議申し立て審議役としての判断と責任というか、どなたがそういう判断を下したかというのは、表現ではごまかせないところがあると思うのです。かりに、三者の連名で不遵守と判断されたのであれば、3人ともそういう判断だということになるでしょうし、もし1人で出して、ほかの2人の意見を踏まえて出すのであれば、あくまでも1人の判断だと。そこは、ですから実体験の3人の権限関係といえますか、だれの責任でこれを出したということは明確にしておかないと、こちらも困るでしょうし、出された側も、申し立てしたほうも、だれがそんな判断をしたのかと。ですから、要項上の表現は工夫できるんですが、他方、三者の関係はしっかりとそれこそ合議して、そういう表現に落とすというふうにしないと、そこがあいまいなままだと表現も定まらないのではないかと思います。

○ **作本共同議長** その意味では、富本委員からすでに出ています、担当を明確にすると。すでにあらかじめ担当が分かれているわけですから、報告書を作るときは分担が、だれが見ても分かるような状態にしておいたうえで、本当にその合議というか、決めたいものが必要なのは恐らく却下ぐらいじゃないかと、わたしも読み直して感じるのですが、それが必要な場合には、合議か協議か分かりませんが、それを行ったうえで却下する。却下において必要な場合は、合議のうえとかという形で、入れることで調和できるのではないかと。わたしも、どちらかといえば個々人の審議役のかたの個性、顔が見える形での最終的な報告書のほうがずっといいのではないかと思います。ですから、最高裁がよく判決でもって、少数意見で「わたしは」と名前を入れて出すような、そこまで追い込まない形で、個々人が個性を生かすような方向でいいのではないかと思います。

○ **武井** 審議役の判断は、却下・却下しない、その判断と、あとは遵守・不遵守、決断としてはその2か所だけなのですね。ですから、最初のほうは今のご意見ですと、3人の合意というか、3人のコンセンサスが得られないと却下できないというように仮にするとして、そこをクリアして、審査された異議申し立てがガイドライン遵守・不遵守の結論を出すときに、それは1人の委員が意見を聞いて出した結論なのか、3人のコンセンサス

を得ないと却下できないようにするとか、そのルールも決めないと、表現に落とせないと思います。

- **石田共同議長** 最終的に遵守・不遵守の箇所に関しましても、ある程度遵守しているか不遵守かは、すごく重要な問題ですので、やはり3人の合意のもとになされるべきではないかとわたしは思います。いかがでしょうか。
- **原科共同議長** 難しいですね(笑)。わたしは合議制だと思っています。だから、むしろ特定の個人の名前はあまり強調しないほうがいいのではないかと、逆の考えです。恐らく、最初は却下はけっこう多いのではないかと思います。却下はたくさん出るので、その意味では、合議でやっていくということだと思うんです。実際に詳しい調査は大変コストがかかりますから、慎重に考えたほうがいいのではないかと思います。それから、どんな異議が出るか分からないですから、数としてはけっこう多いのではないかと思います。ある程度たてば、安定してくれるでしょうが。
- **富本** それでは、1人担当を決めて報告書を作ってくださいと。そこで、まず報告書を作る前に、却下するかどうかということについては合議で決めると。報告書を作ったのは、担当者が実際に作っていただく。そのうえで、これは不遵守だというような、最終な結論が出るわけです。そのときについては、再度合議が必要だということになるとは思います。やはり担当官は決める必要はある。委員長を決めるということについては、ちょっと私もいかがかと思うんですけど、皆さんイコールフットィングでぜひお願いしたいと思っておりまして、お1人のかたがリードされるということで、三者がそれぞれ持ち回りでいちばん得意とするような分野についても含めて担当を決めていただくと。持ち回りになるかもしれませんし、そのうえで、非常に重要なところについては合議といたしますか。かりに2対1になったときにどうするかということもございますけれど、多数決でやるのか、あとはとことん議論するのかということもあると思いますけれど、そこも含めて合議で決めていただく。
- **作本共同議長** 3人の担当がA、B、Cと分かれていますね。社会環境配慮の法律、何とかと。それで、それぞれの人が自分の専門領域で、これは却下、これはイエス、ノーという判断が分かれる場合に、3人ということですから、多数決は一目瞭然であるのですが、やはりその中で、特に環境社会配慮の部分が、質的に半分以上占めるぐらいに重要だと。結果としては2対1になってしまったけれど、社会環境配慮部分がむしろ半分以上重要なことがらだという場合にはやはりもめますよね。ですから、そこでの合議というぐらいの形の議決方式と、最終的に理事長に何か提言される場合の責任者ということは、自主性を持たせる必要があるという立場から、内部で互選でというぐらいで、議長なり審議役長というか、それを決めるというふうに、緩く縛っておいたほうがいいのではないかと思います。
- **富本** 私が想定しております委員の指名というのは、かなり各界の重鎮になられているかたで、そのかたがたのご意見は非常に重みを持っていると考えております。したがって、もちろんご専門の分野によって、専門の見地ですから、ある当該案件が、特に社会配慮が

不十分であるということであれば、環境社会配慮のかたのご意見はかなり重みを持つてくると思います。そういったことで、3人の中でだれか1人がリードするというより、それぞれの分野での見識を持ったかたが、それぞれの分野からご意見をいただくということで。ある案件は、例えば国際協力のご専門のかたが担当するかもしれませんが、それに対して、環境社会配慮のご専門のかたから意見があり、法律のかたからご意見があつて、それに基づいて、国際協力のかたが報告書を作る。それについては責任を持っていただくということでいかがかと思つていまして、非常にそれぞれのかたがたのご意見が重みを持つてくるように思つております。

- **石田共同議長** ほかにこの箇所、あるいは3、4、5あたりでご意見はございますでしょうか。
- **作本共同議長** 5番にかかわることで手続きの細かいことなのですが、一応任期は原則2年ということですから更新が可能という表現をされていますが、途中で辞められる審議役のかたもおられるのではないかと思います。それは、ここでどういう理由のときに、自分で辞めるか辞めさせられるかということまでも書く必要はないかと思うのですけれども。ただ、2人だけですと恐らく足りないということで、また補充されるのではないかと思います。その場合に補充された、途中で人が入れ替わった場合には、その新しい人は残った期間を引き継ぐということで、2年間で一応区切りをずっとつけていくことのほうが、ある人は、参議院選ではありませんけれど3年で、次は6年でということを持ち込まないで済むのではないかと思います。欠員が出た場合に、新しく入ったかたは、残余期間をまず引き継ぐんだということを入れられたら、混乱しないのではないかと思います。
- **富本** おっしゃる趣旨はよく分かりますし、実際上は残余期間ということになると思います。手続き的にいえば、やはり公募期間というものを持たなければいけません。公募は大体1か月を置こうと考えておりますので、かりに残りが3か月というときにどうするかと。3か月は何とかやっていただきたいというふうにお願いすると思いますけれども、例えば1年で、どうしても辞めなくてはいけないということがあれば、残りの1年間、ないしは11か月をやっていただく。再度、それで2年皆さんが終わってから、もちろん再任は妨げませんが、公募していただくようにするという形にすればいいと思います。
- **石田共同議長** はい。そうしましたら3、4、5のところは大丈夫でしょうか。
次に、6の「異議申し立て審議役の権限と義務」、あるいは「対象案件」「申立人の要件」、6、7、8あたりではいかがでしょうか。
- **富本** 事務局から提案しておいて、今更言うのはあれですが、ちょっと懸念がありましたので申し上げます。これについては反論もあるかもしれませんが。
6の(1)の「JICAが保有する文書・記録等、活動に必要となる情報に自由にアクセスすることができる」という「自由」という意味ですが、これは実はJBICのほうに入っているんです。実はJICAの中にも、これほど自由にアクセスできる人はほとんどおりませんで、ある程度制限があるということから、「自由」ということを記述する必要があるかどうかはちょっと懸念がございます。

もう一つは義務のほうの「その他、本要項で定められる手続きを遵守すること」ということ以外に、3番めとして守秘義務というのが、もし入れられれば入れさせていただきたい。と申しますのは、いろいろ人権の配慮のことも書いてありますけれども、それ以外に知りえた情報について、この目的以外に、今のところで活用されたり、外部に出されてしまうと非常に大きな問題があるということから、異議申し立ての目的の中で、もちろんそれを使っていただく。あるいは、外部に公表することはかまわないのですが、それ以外のことで使われては困るということで、守秘義務ということを入れさせていただければ、より完ぺきなものになるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

実際には、審議役からこういう情報を出してくれと頼まれて出すのですけれど、それ以外に、今のところに入っている情報を自由に出してくることになりますと、ちょっと極端な例になってしまいますが、「自由に」を取っていただけると。

- **作本共同議長** 今の「自由」というのはわたしももう消してしまったのですが、ちょっと引っかかるのは、この審議役は6番では「権限を有する」と、すごく固い、権力のようなことを書いていて、次の後半になると、権限と義務で縛られる。だけど、片方では国民のために ODA の案件ですから、サービスする、奉仕するという精神がどこかにもらえてないと、権限というのはちょっと強いのではないかなという気がするのです。ただ、職務を達成するために、もし「権限」という言葉をどうしても使うならば、それをまた和らげるような、例えば便益というか、便宜を受けることができるというぐらいの形で、この「権限」という言葉を弱めるほうがいいのではないかと思いますね。

具体的には、「権限を有する」と言っているのだから、次は「何々できる」という言葉はおかしいので、これは全部カットする必要があるかと思います。権限を与えている、権限があるんだと言ってくれているにもかかわらず、(1)で「できる」ということは、「結果は分かりませんよ、一方的にやっていいんですよ」という意味で、「結果は分かりません」ということを言っているわけですから、「アクセスすること」までで切ってしまういいのではないかと思います。ちょっと細かく入っていきますと、1番めですと、「JICA が保有する文書・記録等、活動」というのは意味が分からないので、やはり「職務を行ううえで必要とされる情報にアクセスすること」というぐらいの表現でいいのではないかと思います。「活動」といったら、上に「上記の職務を」ということが入っておりますけれど、必要な情報についてアクセスすると。

2番めに下りてきますと、「JICA 職員に対して、ヒヤリングを行うことができる」。また、ここで「できる」ですから、権限があるといっているのに「一方的にやってかまわないですよ、結果は知りません」ではおかしいですから、やはり「ヒヤリングを行い、かつ文書の提出を」、ここで「依頼」というのも、お願いするわけで結果は分かりませんということですから、「求める」といえばやらなければいけないということになりますので、「求めること」。

3番めは、「JICA 職員以外の当事者を含む第三者に対して、ヒヤリング及び文書の提供を申し込み・アレンジを行うよう、JICA の関連部署に」。これはお願いするんですから、

「依頼すること」という辺りでよろしいのではないかと思います。

4番めも、「JICA職員と同等に設備を利用すること」という切り方で、いかがなものでしょうか。

- **原科共同議長** 「権限」というふうには残しておいて。
- **作本共同議長** もし残すのであればですけど。
- **富本** 「設備」というより、「施設」でしょうね。
- **作本共同議長** そうですね、施設ですね。続いて後半のほうもよろしいでしょうか。長くなってすみません。

同じ6の後半のほうにかかわりますが、「異議申し立て審議役は、職務を忠実に」というと何か、やはり「誠実に」ぐらいのほうがいいのではないかとと思うのですが、「以下の義務を行う」。次の(1)番のところですが、「申立人及び関係者の人権と利益に配慮し」ということまでは分かるのですが、後半が何を言っているのかよく分からないので、恐らく内容的には重なっているかと思いますし、誤解を与える可能性が後半にあります。「申立人及び関係者は、不当に害するような行動をとらないこと」。これはどんなことを言ったって、利害関係者には全部不当だと、不利益だと見なされるのが普通でありますので、これは主観的な判断になってしまいますから、前半で切ってしまう。つまり「申立人及び関係者の人権と利益には」、ここで重くしておいて、「十分に配慮すること」。後半はカットしてしまうという形です。

2番めが、「その他、本要項で定められる手続きを遵守すること」となっていますが、「手続き」というと下に下りてきて、10番に「異議申し立ての手続き」とありますから、10番に該当することだけということになってしまいますね。ですから、ここにはむしろ「何々など」と入れておいたほうが、それ以外に、もし目的とか趣旨で、審議役が精神的に縛られるということになれば、「など」ぐらいでむしろ逃がしておいたほうが広いのではないかと思います。

1番の先ほどの後半カットのところ、例えば、異議申し立てが出たと。だけど、それはどうもおかしいと。しかも JICA は名誉棄損されたということがもしあった場合に、JICA としては、即応訴というか、裁判をこちらでも起こすことができえますよね。侵害を受けた、名誉棄損をいわれると。そういう場合に、明らかに相手方は不当な、何かしらの侵害を受けたと当然感じますね。だけど、ここでこんなに大ぶろしきを広げられたら、JICA は何も手も足も出ないことになってしまいますので、後半はカットしたほうがいい。そのかわり、十分な人権と利益。「利益」という言葉でいいか分からないのですが、人権と利益がどこまで含むか分かりませんが、とにかく十分に配慮すると。

- **原科共同議長** 「人権」でもいいのかな、「利益」というと変かもしれない。

「人権に十分に配慮する」でいいんじゃないですか。守秘義務もそういう意味では、人権に配慮するというのであれば、守秘義務はそれに含まれる。だから「申立人及び関係者の人権に十分に配慮すること」。これがすっきりしていいのではないですか。6番は、文言を今のような方向で訂正していただいてよろしいでしょうか。

- **富本** 守秘義務はそれ以外に、JICA の内部情報にアクセスしますから、この異議申し立ての審議以外の目的に使わないことということでお願いしたいと。
- **作本共同議長** パソコン情報が流れたら、片方で施設を・・・。
- **原科共同議長** 守秘義務は危険なことなんです。内部告発とかおかしなことが。
- **富本** 内部告発については、いろいろ今は保護する法律もございまして、そこは。
- **原科共同議長** いや、内部告発の保障は十分じゃないです。あの法律だとこの場合、適用されないですよ。今、非常に制約的ですから。
- **富本** これを審議役が条項を使って、それを報告書の中に盛り込んでいただければよろしいんですけど、それ以外の目的に使っていただくことについては。
- **原科共同議長** 目的外使用を禁ずる。
- **富本** はい、それについては守秘義務を追加させていただきたいと思います。
- **原科共同議長** 表現に注意したほうがいい。「目的外使用をしないこと」ぐらいがいいと思いますけれど。
- **武井** 守秘義務のところですけど、JICA は JICA 自体が、法律によって守秘義務がかけられていまして、審議役のかたは JICA の職員ではないので、直接守秘義務を JICA の人と同じように負っていない人なので、その人に JICA から情報を出すときには二つあって、その人にも守秘義務を負ってもらって、JICA が持っているものをそのままお渡しするか、もし相手がたが「それはいやだ」ということであれば、JICA のほうで加工して、出せる範囲のものしか出せなくなることになります。ここで審議役のかたが、「おれはそこまで負いたくない」と、JICA のありのままの情報を使って告発したいということであれば、JICA の中で加工して出せる範囲のものしか出せなくなると、それが本当に審議役が判断するうえで十分な情報かということも出てきますので、守秘義務についてはなるべくきっちりと、当方としては審議役に負っていただきたいという事情があります。
- **原科共同議長** 情報公開とのかねあいですね、難しい。
- **松本郁子委員** この守秘義務のことで、JBIC の審議役を議論するときには実は出てきてまして。ただ、採用されるときに、いずれにしてもそういった守秘義務のものにサインしてから採用されるということだったので、特に手続きには書かなかったんですけども、当然そういった目的以外に使用することのないようにという守秘義務は、入って当然かなと思います。
- **石田共同議長** 守秘義務とは別のところなのですが、「義務を負う」という 1 番の後半部分です。「申立人及び関係者を不当に害するような行動をとらないこと」というのは、これは審議役が、万が一ということなんです。恐らくなされるかたは良心に基づいて、そういった申し立てを受けている、ある意味、被害を受けている、懸念するような、自分の側に立って行動されると思うんですけども、万が一ということのために、反対に審議役がいろいろな情報を得るわけですから、それを反対に使ってという言葉は悪いんですけども、一応、「申立人及び関係者を不当に害するような行動をとらないこと」と、念のための言葉だと思うんですね。ですから、わたしは別にあっても悪くはないのではないかと

と思うんですが。

- **作本共同議長** 同じ議長どうして（笑）、見苦しくて申し訳ないのですけれども。

やはり後半の文言というのは、不当という判断が鏡みたいなので分からない、あと、害というのはだれにとって害かどうか分からないですから、そういった抽象的な表現を入れるべきではないという気がするのです。

あと、今のこの文言は、ちょっと飛んでしまっていますが、14番の「申立人への配慮」ということで、ダブって規定されているのです。「申し立て審議役は、申立人の人権」、もし直すなら「十分に配慮」と直すとか、なぜ2か所に入れる必要があるのか、確認的に入れるという意味なのか、ちょっとこれは気をつける必要があるかと思います。

もう一つ、先ほど言いそびれたのですが、6の後半のほうで1、2と並んでいますが、ちょっと何か物足りない感じがしたんです。というのは、この1、2の前に、申立審議役はまず職務を遂行するために義務を負うのではなくて、まず審議役は、どの時点で、どういうことをきっかけに職務を行うかということをもっと考えなければいけないかとする、わたしが案で作った文章ですと「異議申し立て審議役は申し立てがあった案件について、誠実に職務を遂行すること」と。仕事をきちんと、まずやるということが第一段階で、義務の①に入るのではないかとわたしは思いました。そういう意味では、ここに書かれている（1）を2番めにして、その他を3番めにずらしてはいかがでしょう。あとは守秘義務は、やはり公務員とか公的なところにすべて当てはまるどころだから、言葉の問題があるかもしれませんが、入れておくべきだと思います。特に、外部の人で職員ではありませんから。

- **富本** ご指摘の14番との重複ですけど、これは何回書いてもいいんじゃないかということと、ここは一応職務の中で、今おっしゃったように職務を遂行するうえで、例えば守るべき人と。それから14番のほうは、もちろん審議役になっているのですが、審議申し立て制度全体として、人権に、要するに不利益が生じないように配慮するという意味も含めて、審議役もそうですけれど、制度自身もまさに配慮するというのを、重複して言っていますけれど、ここはそのままでもいいかなと思います。

ただ、後半に作本さんがおっしゃった点は非常に重要だと思っております、誠実に遂行していただくのが非常に重要な義務だろう、責務だろうと。

そこは文言を検討します。

- **石田共同議長** もう一か所質問していいですか。

6の（1）のところで、「自由」という言葉を取ってもいいのではないかという話ですが、それでもいいかなという気がします、一方で「自由に」という言葉を取って、万が一、異議申し立て審議役がアクセスできない情報があるということを何か想定されまじょうか。

- **富本** 個人情報等はアクセスしにくいですね。例えばJICAの中に、いろいろ個人の情報、人事の情報等がありますし、給与の情報などもある。こういうものについてはアクセスしにくい、あるいはマル秘になっている。そういったことです。

- **武井** ここで「自由に」を取りたいという趣旨は、審議役が事務所に入ってきて、引き出しを開けて取るというのを許すと取られかねないので、それはあくまでも JICA のほうでお出しますということで、アクセスはしていただくんですが、悪用されたら困りますということで、そういう誤解がないように、「自由に」ということを取ったらどうかということがそもそもの始まりです。
- **作本共同議長** そうしますと、この4番に「同等に」という言葉が書いてあります。ここも同じように注意されたらいかがでしょうか。「JICA 職員と同等に」と書いてありますから。
- **石田共同議長** でも、「同等に」だと、また意味が違ってくるのではないですか。一緒ですか。
- **作本共同議長** 「同等に」とは、同じようにパスワードをもらって、すぐに開けると読んでしまいますけれど。やはりそこまでされたら、職員の給与がばれちゃいますよね。これは意見ですが。
- **石田共同議長** 多分1番の趣旨は、机を勝手に黙って開けるというのは、普通のかたはそういう行動はされないと思いますが、要は調査に必要な書類にアクセスできないことがないように、それを保証するということだと思います。そういうことがきちんと表現されていればいいと思います。
- **富本** もう一度整理しますと、「JICA が保有する文書・記録等、職務を行ううえで必要となる情報にアクセスすること」。(4)は、「JICA の施設・設備を利用すること」ということでよろしいですか。
- **原科共同議長** 1番は自由を残す方が良いような感じがしましたね、今聞いていると。職務遂行に必要となるんですから。そういう情報に自由にアクセスできる。JBIC で「自由」を入れたのは何か意味があるのですか。
- **作本共同議長** 職務遂行に必要という前提があれば、それがなくて「自由に」というのは何かおかしい。
- **原科共同議長** 職務遂行に必要な情報だったら、自由にアクセスしてもいいと、悪くないと。JBIC で「自由」と書いたのは、それほど意味がある。
- **武井** アクセスの手段ですが、「自由」と書くと手段は問わないと。審議役の判断でどんな方法でもアクセスしていいと。
- **原科共同議長** そういう意味で、普通は考えないんじゃないの。
- **武井** あくまでも情報はこちら側で提供しますので。
- **原科共同議長** むしろ「これはだめです」と、制限されては困るという意味ですね。「それはちょっと具合が悪い」と言われては困るので、そういう意味で「自由」という言葉だと思います。そういう手段の話でなくて、どの情報、普通の情報でもアクセスできるという意味で、そういう意味の自由だと思います。では、「自由」じゃない、「すべて」ですかね。必要な情報すべてにアクセスできて。必要となる情報はすべて提供されないと困るわけですから。

- 石田共同議長 では、「すべて」でいかがでしょう。
- 原科共同議長 必要な情報のすべて。
- 石田共同議長 「自由に」というと、何か手段を思い起こさせて、何か誤解を生じるといふ。
- 原科共同議長 では、「必要となる情報のすべてにアクセスすること」、こんな表現にしましょうか。今おっしゃるように。
- 石田共同議長 では、この箇所の辺りはよろしいでしょうか。もしよろしければ、そうしましたら1番の異議申し立て制度については終わります、時間が5時までで少なくなってきましたので、異議申し立て制度についての議論は今日はこの辺にします。その全体の2番の、選考委員会の設置について行きたいと思います。
そうしましたら、JICAのほうからご説明をお願いします。
- 上條 それでは、前回の委員会の際に各グループの中で相談してくださいとお願いしたんですけども、その各グループの中で相談していただいて、大学関係のかた、NGO関係のかた、民間のかた、あとは各省のかたということで、そのグループの中でどなたか選んでいただければ、その結果を教えていただけたらと思うのですが。
- 原科共同議長 大学関係では、選考委員は吉田先生。
- 石田共同議長 そうしましたら、NGOのほうでは川村さんのほうで。遠方だと思うので日程調整とかお願いできればと思います。
- 原科共同議長 あとは行政の。
- 吉田 外務省技術協力課の吉田です。省庁のほうは、最終的に決めてはいないのですが、前回話をしましたときに、主管ということで外務省の技術協力課というラインで考えて、それでまず技術協力課のほうで選考委員を出すことになりましたら、関係各省からの意見もそこで調整して、省庁からの意見ということで出ささせていただくことになるかと今は考えています。今、課内で諮っています。そのラインで考えております。
- 石田共同議長 あとほかに・・・。
- 富本 佐々木さんを。
- 石田共同議長 では、佐々木さんということで。
- 原科共同議長 あとはJICA。
- 富本 JICAはわたしのほうで。。
- 上條 今、5人のかたのお名前を頂いたのですが、今月中旬には公募期間が終わりますので、そうしましたら候補のかたのリストが上がってきますので、候補のかたのリストをお送りいたしますので、多分最終には書類を見て、もし不適格なかたがいたらその段階ではねるかもしれませんが、全員一応要件をかなえているということであれば、面談する日取りを決めさせていただいて、面談をしてから、選考委員会の5人で議論して、どなたになっていただくのが適当かを決めるということで、今月下旬ぐらいにはそういうことをまたご相談させていただきたいと思います。
- 原科共同議長 今、応募者はどれくらいですか。

- **上條** 数でいうと6～7人です。
- **原科共同議長** 委員会からは手が挙がりましたか。
- **上條** 委員会のメンバーのかたで、応募していただいた方はいません。
- **石田共同議長** いない、なんと（笑）。
- **富本** 選考委員会では、どういう基準で決めるかということをまず議論させていただきたいと思いますし、もちろんこのフォローアップ委員会、あるいは改定委員会のメンバーのかたがたに立候補していただくことはやぶさかではございませんし、幅広く外部からも採って、また新しいご意見も賜りたいと思います。
- **松本隆平委員（代理前田）** 農水省の前田ですが、最終的にこのフォローアップ委員会の出来高はどういうものを想定されているのでしょうか。本委員会の設置要項上は、必要な助言を行いますということになっていますので、最終的な委員会報告書として、異議申し立て制度というものなり、環境社会配慮審査会設置要項というものを最終的に取りまとめたものとするのか。そうではなくて、あくまでも助言ということですので、特にそのようなものを作成するのではなく、議事録自体を成果物とするのか。今回の要項等の製本の話も踏まえて検討いただければと思います。
- **上條** フォローアップ委員会についてはJICAのほうでいろいろな案を作って、それを議論していただくという、それ以上のことは求められてはいないという理解です。何か報告書を作ってくださいとか、そういうことは求めていないのですが、私どもとしては、どの段階でフォローアップがとりあえず終わるのかということはあると思うのですが、今の段階では、異議申し立て制度設置要綱ができる段階がひとくぎりかなと思っているのですけれども。
- **富本** 審査体制についてご議論いただきましたし、まさにこれから選考委員会を作って、選考することについてもご議論いただきました。それから、異議申し立ての設置についてのいろいろな案についてご議論いただいております。それから、議事録というものが一つの成果物ということ。最終的にはJICAの内部で、それを受けて決裁をするという運びになると思いますので、決裁の後ということになります。審査会につきましては、選考委員会が審査して結果を公表して、審査会ができるというところまでが一つの区切りだと思っています。すでにJICA内部では、7月1日から審査については、継続案件の審査体制が整いまして始めておりますけれども、一つの案件は審査会ができた段階でお諮りするということです。そこから、まさに実施の段階に入ってまいります。それから、異議申し立て審議会が設置されれば、そこで異議申し立てを受け付けるということで、現実に関このことが進んでくるということです。
- **石田共同議長** そうしましたら、2番の選考委員会のところはよろしいでしょうか。そうしましたら、次回以降の委員会の開催についてよろしくお願ひします。
- **上條** 次回はこの紙に書いてあるご案内のとおりでして、ちょっと間が空くんですけれど、7月27日の午後2時半から、JICAの11AB会議室でやる予定にしています。その次ですが、8月に入ってしまいますが、多分8月に入っても開く必要があるだろう

と認識しているのですが、一応日取りの案を今お伝えして、皆さんのご都合を確認したいんですが。また8月も、お盆もあつたりして間が空いてしまうんですけども、今考えているのが8月26日木曜日で、午後にセットしようかと思っているのですが、ご都合が悪いかたは今いらっしゃるでしょうか。

- 原科共同議長 午後は学会の常務理事会などがあります。
- 上條 午前中は。
- 原科共同議長 午前中はいいです。だけど、終わらないのですか、来週で。
- 上條 終わればそれがいちばんいいのですが。
- 原科共同議長 午前中なら大丈夫です。
- 吉田委員 もうほとんどその時点で終わるかと思うのですがね。
- 石田共同議長 予備日を設定したほうがいいかもしれない。終わるかどうかはっきりしないもので。
- 原科共同議長 じゃあ、予備日。午前中、先生はいかがですか。
- 吉田委員 僕はずっといないんです、外国に。
- 原科共同議長 ずっといない。
- 吉田委員 ええ。ほとんどいないんです。申し訳ございません。
- 原科共同議長 わたしは午前中は大丈夫です。1時から学会の委員会なので。
- 上條 そうですか。
- 原科共同議長 新橋です。
- 富本 できるだけ次回は少し時間を取ってもらって、議論も集約できるといいと思っておりますので。そのうえで予備日という。
- 上條 では、8月26日の午前中でセットしておいていいでしょうか。
- 原科共同議長 はい。
- 上條 そうしましたら、原科先生、1時から用事があると、午前中は何時までに終わらせればいいですか、12時ですか。
- 原科共同議長 遅くとも12時。新橋なのです。
- 上條 では、12時に終わるような。分かりました。では、9時半から12時でよろしいでしょうか。8月26日は9時半から12時までで、今予定していますのは、このJICAの本部、26日は11のGH会議室です。
- 原科共同議長 新宿ですね。
- 上條 はい。26日は11のGHです。では、開催の案内は以上です。
- 石田共同議長 本日の委員会はこれで終わりにしてよろしいでしょうか。どうもお疲れさまでした。

午後4時57分閉会